令和 7 年度

自動車修繕等単価契約

共 通 仕 様 書

国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局

自動車修繕等単価契約共通仕様書

第	1	章	総		則	 P1
第	2	章	修		繕	 P7
第	3	章	適 月	月 要	領	 P10
第	4	章	書業	頁 関	係	 P40
別		紙	機械:	分 類 一	覧	

第1章 総則

本共通仕様書は、国土交通省北海道開発局が管理する自動車類、建設機械類及び特殊機械類 (以下、「機械」という。)の定期点検、継続検査、修理、部品等の交換、塗装、輸送等(以 下、「修繕」という。)及び各種申請に係る事務手続きに関し、本契約の履行に係る一般事項を 定めるものである。

1-1 用語の定義

本共通仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「契約図書」とは、自動車修繕等単価契約書、公示用設計書、共通仕様書及びその 他これらを補足する書類をいう。
- (2) 「監督職員」とは、主任監督員及び監督員であり、監督を実施する発注者の担当職員をいう。なお、主任監督員は、監督員に対する指揮・指導及び監督業務の管理を実施するものとし、監督員は、受注者に対する指示、承諾、協議、工程管理、立会(遠隔臨場を含む)、中間確認及び完了確認を実施するものをいう。ただし、主任監督員は、監督員が不在等の場合、監督員の業務を行うことが出来るものとする。
- (3) 「検査職員」とは、契約書に基づく検査を行う発注者の担当職員をいう。
- (4) 「定期点検」とは、一定の周期と手順に従って機械を点検し、不具合の生じる可能性がある箇所を調整又は交換する作業、及び機械の維持管理上必要な保守点検作業をいう。
- (5) 「継続検査」とは、自動車検査証の有効期間満了後も引き続き自動車を使用する際 に受ける検査をいう。
- (6) 「修理」とは、故障した機械に対し、その機能を回復させるために行う作業をいう。
- (7) 「中間確認」とは、修繕が完了する前に、その内容を確認することをいう。
- (8) 「完了確認」とは、完了した修繕に対し、その履行を確認することをいう。
- (9) 「修繕責任者」とは、受注者の修繕作業の履行にあたる責任を負う者をいう。
- (10) 「自動車類」、「建設機械類」、「特殊機械類」とは、別紙、機械分類一覧に定める とおりとする。

1-2 契約図書の疑義

受注者は、本契約において契約書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、協議書(様式-9)により速やかに監督職員と協議するものとする。

1-3 修繕の対象機械

(1) 修繕の対象機械は公示用設計書により明示するものとする。

対象機械の受渡場所は、その機械の配置場所とする。ただし、別途、監督職員から指示があった場合は、その指示によるものとする。

- (2) 対象機械には本体に付属する作業装置及び機器を含むものとする。
- (3) 対象機械の台数の変更又は対象機械の追加があった場合は、発注者から別途通知するものとする。

1-4 修繕の実施場所

実施場所は受注者の工場又は監督職員の指定した場所とする。

1-5 受注者の義務

(1) 受注者は、監督職員が予め配布する電子データの様式(Microsoft Excel 等)にて 書類を作成し、適宜提出するものとする。なお、修繕完了時に電子データを提出する ものとする。

提出する電子データは、ウィルスチェックソフトを常に最新のデータに更新(アップデート)し、ウィルスチェックを行うものとする。

- (2) 受注者は、契約締結後に定期整備工程表(様式-1)、修繕責任者通知書(様式-2)及び緊急時の体制(様式-3)を監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、本契約において発注者が緊急を要する修理を要請した場合、休日夜間等においても迅速な修繕作業を行う体制を取るものとする。
- (4) 受注者は、契約書第5条に定める修繕物件等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、申請書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。ただし、修繕物件等の軽微な部分を委任し、請け負わせようとするときは、この限りではない。なお、軽微な部分とは、タイヤの脱着・組替・修理、電装品(オルタネータ、セルモータ、標識装置、センサー、車載装置、コンピュータ制御装置)の点検・修理、噴射ポンプ・ラジエータ・作業装置の点検・修理、輸送などをいう。
- (5) 受注者は、契約期間内において契約図書に明示した対象機械の修繕を発注書(当初・追加)(様式-4)に基づき行うものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者は口頭にて指示等を行う場合がある。この場合において、発注者より指示後7日以内に発注書(当初・追加) (様式-4)の交付が無かった場合、これを交付請求すること。

- (6) 受注者は、発注書(当初・追加)(様式-4)の記載内容又は口頭による指示等に関わらず、修繕時に気付いた故障箇所又はその恐れのある箇所を発見した場合は、監督職員に報告しなければならない。
- (7) 受注者は、監督職員から修繕内容が記載された発注書(当初・追加)(様式-4)の受領後、機械の受け取り時に、保管及び引渡書(様式-5)を監督職員に提出するものとする。

なお、受注者は、発注者に当該機械を納入するまで、その機械を自らの責任で管理

するものとする。

ただし、当日中に修繕の完了が可能な場合は、保管及び引渡書(様式-5)の提出 を省略することが出来るものとする。

- (8) 受注者は、発注書(当初・追加)(様式-4)に基づき修繕を行うものとする。また、作業確認調書(プロセス確認用)(様式-6)を監督職員に提出し、作業内容の実施について確認を受けるものとする。ただし追加発注が無く、難易度が高い修繕*に当たらないものについて、監督職員の承諾を得た場合は、作業確認調書(プロセス確認用)(様式-6)を省略できるものとする。なお、作業確認調書(プロセス確認用)(様式-6)で確認した発注内容に変更が生じる場合は、速やかに監督職員へ原因や概算額の報告、状況を確認できる写真等を提出し、作業の指示を受けるものとする。
 - ※「難易度が高い修繕」とは、ミッションの分解整備、エンジンの分解整備、作業装置の分解整備を含む難易度の高い作業を言う。
- (9) 受注者は、修繕の履行と交換した部品や材料を確認できる写真を自動車修繕等単価 契約写真撮影基準に従い撮影しなければならない。なお、写真による確認ができない 場合は、必要に応じて、動画を記録するものとする。
- (10) 受注者は、修繕完了時に上記(9)により撮影した記録写真・動画(以下、記録写 真等)を提出するものとする。

動画を提出する場合は、Microsoft Windows に標準でインストールされているソフトにて再生可能な動画形式のファイルを CD-R・DVD-R 等の電子媒体に格納し提出するものとする。

提出する記録写真等は修繕内容を容易に確認可能となるように整理の上、提出すること。(整理方法は任意、参考様式 記録写真帳を参照)

- (11) クレーン装置等の労働安全衛生法及び人事院規則に定期検査の定めがあるものについては、有資格者による検査と指定する様式による検査の報告を行うものとする。
- (12) 受注者は、修繕の実施にともなって生じた損害等の負担に対する責任を負うものとする。
- (13) 受注者は、修繕で使用した燃料を補充しなければならない。
- (14) 受注者は、輸送中の事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するととも に、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職 員の指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-6 監督

(1) 監督職員は、中間確認や完了確認のため受注者に書類提出や立会を求めることができるものとする。なお、受注者は、作業確認調書(プロセス確認用)(様式-6)、写真等、その他の書類に基づき、立会(遠隔臨場を含む)又は机上により確認を受けるものとする。

なお遠隔臨場とは、自動車修繕等単価契約の監督職員が、中間確認及び完了確認の ほか工場立会を必要とした場合、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)機器 及び Web 会議システム等を用いて確認行為を行うことをいう。

(2) 主任監督員は、契約後速やかに、修繕全般に係る注意事項、留意点、写真撮影基準に基づく写真撮影の範囲、頻度、方法(撮影年度の確認方法を含む)について受注者と協議するものとする。

■参加者

受注者:修繕責任者、受注者の代表者(代理も可)

発注者:主任監督員、監督員 ※必要に応じ他の者が参加する場合がある

■実施時期

修繕着手前

1-7 修繕項目の変更

修繕の変更について監督職員と受注者が確認、協議、承諾した結果を作業確認調書(プロセス確認用)(様式-6)に記録するものとする。なお、修繕作業内容等に変更が生じる場合は発注書(当初・追加)(様式-4)により発注を行うものとする。

1-8 完了確認

受注者は、契約書に基づく検査の実施前に自動車修繕等完了届 (様式-7)及び自動車修繕等完了届内訳書(様式-8)を監督職員に提出し完了確認を受けるものとする。

なお、自動車修繕等完了届(様式-7)には下記の書類等を添付するものとする。

- ① 記録写真等
- ② 部品の価格を確認できる書類(部品価格表等)
- ③ 定期点検整備記録簿の写し
- ④ 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- ⑤ 自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- ⑥ 特定自主検査記録表
- ⑦ その他監督職員が指示するもの

ここで、③は 12 ヶ月又は 24 ヶ月点検を行った修繕の場合、④⑤は継続検査等を行った修繕の場合、⑥は特定自主検査を行った修繕の場合に添付するものとする。

1-9 契約書に基づく検査

契約書に基づく検査は、修繕物件の納入があった日から起算して、10日以内に 検査職員が実施するものとする。

(1) 契約書に基づく検査は納入場所において実施するものとする。ただし、別途、監督

職員の指定があった場合は指定場所において実施するものとする。

- (2) 受注者は、検査職員が臨場して検査を行う場合、原則検査に立会しなければならない。なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、契約書に基づく検査に必要な試運転要員及び測定要員並びに関係書類、その他必要な一切の準備をするものとする。

なお、契約書に基づく検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

1-10 貸 与

- (1) 受注者は、貸与品を善良な管理の注意を持って管理しなければならない。
- (2) 受注者は貸与品を返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで貸与品の損失に対する責任を免れることは出来ないものとする。
- (3) 受注者は、貸与品を他の修繕・工事・業務等に流用してはならない。
- (4) 貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-11 施設の立ち入り等

- (1) 受注者は、当局施設に立ち入る場合、監督職員に報告し指示を受けると共に関係者 と十分な協調を保ち円滑に進捗するよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、当局施設に立ち入る場合、善良な管理の注意をもって施設設備等の取扱を行わなければならない。
- (3) 当局施設への立ち入りは、受注者自ら立会するものとする。

1-12 発生材の処理

発生材は全て受注者の負担で適正に処理するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合はこの限りではない。

1-13 保 証

本契約に基づき修繕を実施した箇所の保証は、取り扱い不良に起因する故障を除き、納入後6ヶ月間とする。

なお、上記による場合、機械の搬入搬出及び修繕に係わる一切の費用は受注者の 負担とする。

1-14 安全対策

受注者は、修繕を実施するに当たり必要な保安措置について、関係法令等を遵守 するものとする。

1-15 関係法令等の遵守

受注者は、下記の関係法令等に定めてあるものについて遵守するものとする。 また、下記ホ. に基づき、定期検査を実施するものは、その結果について記録を 提出しなければならない。

- イ. 道路運送車両法 (昭和26年6月1日法第185号)
- ロ. 道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第67号)
- ハ. 自動車点検基準 (昭和26年8月10日運輸省令第70号)
- 二. 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)
- ホ. 人事院規則10-4第32条及び労働安全衛生法
- へ、その他関連する法令、通達、人事院規則等

1-16 情報共有システム(ASP)について

- (1) 本契約は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)を使用する場合がある。
- (2) 本契約で監督職員及び受注者が使用する情報共有システムサービス提供者との契約 は、受注者が行うことを基本とする。 なお、別途契約で発注者が既に使用している 情報共有システムの利用を協議する場合がある。

1-17 その他

継続検査の際に必要となる自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車重量税印紙は、発注者が用意したものを使用することとする。

ただし、自動車重量税印紙について発注者と協議の上、合意した場合に限り、受 注者がこれを予め用意し、継続検査手続きを行うものとする。

1-18 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 自動車修繕等単価契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、 断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- ② 前項の規定により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ 前2項に規定する行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を 講ずることがある。
- ④ 自動車修繕等単価契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第2章 修 繕

本章は、修繕の一般事項を定めるものである。

修繕は全て契約図書及び監督職員の指示に従って行うものとする。

なお、発注された事項以外に必要な修繕箇所を発見した場合は直ちに監督職員に報告し、発注を受けてから作業を行うものとする。

2-1 適用すべき諸基準

自動車整備標準作業点数表(定期点検編)[日本自動車整備振興会連合会] 自動車整備標準作業点数表(乗用車編) [日本自動車整備振興会連合会] 自動車整備標準作業点数表(貨物車編) [日本自動車整備振興会連合会] 建設機械整備標準作業工数表(維持用機械編) (災害対策用機械編)

[建設機械整備工数委員会]

建設機械整備標準作業工数表(除雪機械編) [建設機械整備技術委員会]

※ 自動車整備標準作業点数表は、日本自動車整備振興会連合会が運営する「FAINES」により提供される電子版を含むものとする。

2-2 修繕の労務

- (1) 修繕の労務単価には、諸経費(工場間接費、一般管理費、修繕単価契約関連書類作成費、継続検査に必要な経費(検査代行手数料含む)、移動に必要なライトバン等の損料、修繕に伴い必要な燃料費)が含まれているものとする。その他、各種申請等に係る経費については「2-8事務手続き」によるものとする。
- (2) 労務数量については、契約図書及び作業確認調書(プロセス確認用)(様式ー6)で監督職員と受注者が協議・承諾するものとする。ただし、「2-1 適用すべき諸基準」に記載のある修繕項目については、これらを用いて労務数量の確認を行うものとする。
- (3) 支払いは、(2)に従って確認した数量に対し、契約単価で支払うものとする。
- (4) 修繕の労務単価に含まれる工場間接費には以下のものが含まれているものと する。
 - 部品材料費(燃料費(修繕で使用した燃料を含む))
 - ・直接経費(外注加工費(外注の板金,塗装,電装等)、部品材料の調達に係る 調達費、輸送に係る事務手続き費用(行政書士への外注費用)、 ライトバン直接経費)
 - ・間接材料費(補助材料費、工場消耗品費、消耗工具器具備品費、発生材処分費等(バッテリー及びタイヤを除く産業廃棄物等を含む))
 - ·間接労務費(職員給料、間接工賃金、間接工賃金賞与、雑給、退職金給引 当金繰入額、法定福利費等)

- ・間接経費(厚生費、賃借費、保険料、電気・水道・ガス料金、租税公課、減 価償却費等)
- (5) 修繕の労務単価に含まれる一般管理費には、以下のものが含まれているものと する。
 - 交際費、寄付金、広告宣伝費、貸倒引当金繰入額、雑費、利益等

2-3 部 品

- (1) 監督職員が交換が必要と認めた場合に部品交換を行うものとする。 部品は純正部品を基本とするが、純正部品以外の同等品を使用する場合は、監 督職員の承諾を得た上で使用するものとする。また、交換後の部品は契約に基づ く検査終了時まで適正に保管すること。
- (2) 支払いは、作業確認調書(プロセス確認用)(様式-6)で監督職員と受注者が協議・承諾したもので、交換した部品に対し、部品の定価に部品価格の値引率を乗じた金額を差し引いて支払うものとする。

2-4 材料等

(1) 材料等とは、個別に単価を契約しているものである。その内、修繕において交換又は補充するエンジン油、ギヤ油、油圧作動油、ブレーキ油、トルクコンバー タ油、グリス、不凍液、バッテリー等は、JIS 規格または同等品以上、もしくは 機械の製造メーカーが推奨するものとする。

なお、使用済みの材料は契約に基づく検査終了時まで適正に保管するものとする。ただし、中間確認時に監督職員が使用済み材料を確認し、契約に基づく検査時に写真等で確認できるものはこの限りではない。

(2) 支払いは、作業確認調書(プロセス確認用)(様式-6)で監督職員と受注者が協議・承諾したもので、履行完了を認めた数量に対し、契約単価で支払うものとする。

2-5 塗装等

- (1) 塗装要領は第3章3-1によるものとする。
- (2) 支払いは、作業確認調書(プロセス確認用)(様式-6)で監督職員と受注者が協議・承諾したもので、履行完了を認めた工数に対し、契約単価で支払うものとする。
- (3) 板金補修及びケレン作業等については、協議のうえ作業工数を決定するものとする。
- (4) 塗料、希釈材等の材料費は作業工数に含むものとする。

2-6 輸 送

- (1) 修繕に係る機械の輸送は受注者の責任で行うものとする。
- (2) 機械の搬入搬出日時等について、監督職員と事前に協議すること。
- (3) 修繕対象機械の輸送は、自走を基本とするが、監督職員がトレーラ輸送を指示 した場合には、この限りではない。なお、支払いの対象は、契約図書に定められ た輸送距離を上限とする。
- (4) 修繕対象機械のうち、特殊車両(道路法第47条第1項及び車両制限令第3条で規程されている一般的制限値を超える車両)を自走輸送する場合は、受注者の責任において道路管理者に対し特殊車両通行許可を遺漏なく申請し通行許可を得ること。
- (5) 支払いは、監督職員と受注者が協議・承諾したもので、履行完了と認めた数量 に対し、契約単価で支払うものとする。

2-7 作業装置点検項目

作業装置点検項目は第3章3-2を基本とする。

2-8 事務手続き

- (1) 受注者は、修繕に伴い必要となる事務手続き及び監督職員の指示があった事務 手続き(名義変更、車庫証明取得、緊急自動車及び道路維持作業用自動車申請、 記載事項変更、ナンバープレート交付等)について、遺漏無く実施するものとす る。
- (2) 継続検査にかかる事務手続きに必要な経費は、修繕の労務単価に含むものとし、 必要な台数等については契約図書に定めるとおりとする。

第3章 適用要領

3-1塗装要領

3-1-1 塗装区分

塗装は、次のA塗装、B塗装、C塗装、D塗装の4種類に区分し適用する。

(1) A 塗 装

原則として標準工程(別表、標準工程及び材料表)によるものとし、剥離、腐食の傾向が著しくその範囲が全面積の2/3程度を上回る場合に行う塗装とする。

剥がしの程度は機械剥ぎ第2種ケレンとし、素地調整面の状態は塗膜、ゆるんだ黒皮、 錆、その他付着物を完全に除去し金属面を露出させるものとする。

なお、部分的な剥離、打出し、又は切継ぎの場合に行われる部分塗装も本工程に準ずるものとする。

(2) B 塗 装

剥離、腐食の傾向が少なく、その範囲が全面積の1/3程度以下の場合に行う塗装とし、 A塗装工程に準ずるものとする。

剥がしの程度は機械剥ぎ第3種ケレンとし、素地調整面の状態は塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部分(ふくれ、剥がれ、割れ等)、錆、ゆるんだ黒皮、その他付着物を完全に除去するものとする。

(3) C 塗 装

全般的に退色していても下地がしっかりしている場合に行う塗装とし、素地調整の状態は旧塗膜に付着した塵埃、油脂類、その他の付着物を完全に除去し、小量の剥ぎ取りを含むものとする。

(4) D 塗 装

剥がしの程度は浮き上がっている部分のみとし、ワイヤブラシ等で完全に落とし油脂類、その他の付着物を完全に除去するものとする。

- (5) 道路維持・除雪用機械(1号該当車)は、塗装区分B・Cの部分についても剥がしの程度はA塗装に準じたものとする。
- (6) 表示及び塗色

表示及び塗色は、北海道開発局船舶・機械表示等基準別表第2によるものとする。

3-1-2 分類と塗装程度

箇所別の分類と塗装程度は下記を標準とする。

(1) キャビン外装

自動車(連絡車、作業車、トラック、バス、特装車等)と建設機械(ドーザ、グレーダ、ロータリ等)に分類し、塗装程度は塗装区分に示すA、B、C塗装とする。

(2) キャビン内装

剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、中塗(サフェーサ)及び上塗を1~2回塗るものとし、C塗装に準ずるものとする。

(3) ホイール

剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、ワイヤブラシ等で完全に落とし油脂類、その他付着物を完全に除去し上塗を1~2回塗るものとし、D塗装に準ずるものとする。

(4) 荷台外装

剥がしの程度は塗膜の活膜部は残すが、それ以外の不良部分(ふくれ、剥がれ、割れ等)、錆、ゆるんだ黒皮、その他付着物を完全に除去し、剥がした面と在来面との継ぎ目はなめらかに研き上げるものとする。

なお、塗装は下塗(プライマ)、中塗(サフェーサ)を行い、極端な凹凸はパテをつけるものとする。

中塗後の研ぎは、塗装の目つぶし程度を行い上塗をするものとし、B塗装に準ずるものとする。

(5) 荷台内装

剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、ワイヤブラシ等で完全に落とし油脂類、その他付着物を完全に除去し上塗を1~2回塗るものとし、D塗装に準ずるものとする。

(6) フレーム

剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、ワイヤブラシ等で完全に落とし油脂類、その他付着物は完全に除去し上塗を1~2回塗るものとし、D塗装に準ずるものとする。

(7) 作業装置

① ホッパ、タンク等

剥がしの程度は塗膜の活膜部は残すが、それ以外の不良部分(ふくれ、剥がれ、割れ等)、錆、ゆるんだ黒皮、その他付着物を完全に除去し、剥がした面と在来面との継ぎ目はなめらかに研ぎ上げるものとする。

なお、塗装は下塗(プライマ)、中塗(サフェーサ)を行い、極端な凹凸はパテ付けするものとする。中塗後の研ぎは塗装の目つぶし程度を行い、上塗りをするものとし、B塗装に準ずるものとする。

②草刈装置、除雪装置、除雪トラックの荷台フロア等

剥がしの程度は浮き上がっている部分とし、中塗(サフェーサ)及び上塗1~2回塗るものとし、C塗装に準ずるものとする。

(8) 自動車類塗装適用区分

機	械	名	理転室等	F	荷台等	宇	作業装置	等	フレーム等	等	特記	
放	177%	П	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分
連	絡 車	等	外装塗装	Α					フレーム全面、 車体底部、 動力伝達機構、 燃料タンク、 スプリングイヤ フラケット、 ホィール等	D	室内部 キャビン床 面、エンジン ルーム	C D
作標	業識		キャビン ボンネット ボディ(バス)	А	荷台外装 リヤフェンダ 荷台内装	В	クレーン装置	С	上記の外、 サイドバンパ、 バッテリケース、 ステップ、ダンプ 装置、荷台底面	D	室内部	С
											室内部	С
草	נוע	車	キャビン	А	リヤフェンダ 荷台フロア	С	作業装置外装 作業用エンジン カバー、 作動油タンク	С	フレーム全面、 車本力に達機構、 燃料タンク、 スプリンタイ、 スペアット、 ストール等	D	キャビン床面、 エンジンルーム、 作業装置内装	D
							جار الله الله الله الله الله الله الله ال		L=1 0 H			С
散 排力	水 k管清掃	車	キャビン	Α	散水タンク リヤフェンダ	В	ポンプ室内 下水管装置内 装、 作業装置外装	С	上記の外、 サイドバンパ、 バッテリケース、 ステップ	D	上記に同じ	D
							ガッターサスペ					С
路间	面清掃	事	キャビン	Α	ホッパ外装 ボディパネル、 レシーバタンク ACユニット	В	カッター・サスへ ンション、 エレベータ台、 ピックアップ ブルーム、 ポンプ室内	С	上記に同じ	D	上記に同じ	D

機	械	名	運転室	等	荷台等	F	作業装置	等	フレーム等	等	特記	
1成	17%	10	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分
									フレーム全面、車体底部、		除雪装置外装 (懸架装置を含む)	С
除雪	雪トラ [、]	ック	キャビン	A	荷台フロア、 リヤフェンダ	С			動力伝達機構、 燃料タング、 スペアタイヤ ブラケット、 ボイードバンパ、 オッテリケース	D	除雪装置内装、室内部	D
油 幺	ᆂᅊᅡᆉ	- 희									散布装置外装	С
散	布	- 刑	キャビン	A					上記に同じ	D	散布装置内装、 室内部	D

1. この区分表は標準であり、これにより難い場合は実情に合わせ区分するものとする。 2. 除雲トラック及び連結防止剤散布車の涂装単価標準区分は運転室等を自動車類とし

(9) 建設機械類塗装適用区分

注

機	械	名	運転室	等	機関室フロブ	7等	作業装置等	等	フレーム筆	等	特記	
1灰	111%	11	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分	塗装箇所	区分
					7 ==°		タンデム、 サークルドロー				除雪装置外装	С
除雪	『グレー	ーダ	キャビン		ステップ、 エンジンルーム 外装	В	バ懸架装置、 ホイストシリン ダ、 ブレード外装	С	フェンダ 、 メーンフレーム	D	除雪装置内装、室内部	D
	训心司	 					除雪装置外装	С	フレーム全面、 車体底部、 動力伝達機構、 燃料タンク、			
	ツ除雪		キャビン	Α	上記に同じ	В	除雪装置内装	D	スプリング、 スペアタイヤ ブラケット、 ホィール、 サイドバンパ、 バッテリケース	D	室内部	D
除雪	雪ドー	- ザ	キャビン	Α	上記に同じ	В	アーム、リンク機構、	С	フェンダ 、 メーンフレーム	D	ブレード外装	С
			- A B A B				ホイストシリンダ				ブレード内装、 室内部	D

注 この区分表は標準であり、これにより難い場合は実情に合わせ区分するものとする。

^{2.} 除雪トラック及び凍結防止剤散布車の塗装単価標準区分は運転室等を自動車類とし、それ以外を建設機械類とする。

3-1-3 塗装作業項目

標準工程及び材料表(ウレタン)

番号		ſ	乍)	業 項	目		自動車類	建設機械類	塗 装 及 び 材 料	備	考
1	前	塗丬	支 剥	ぎ、	錆衤	客とし	0	0	サンダ、ブラシ、ペーパ		
2	マ	7	ス	+	ン	グ	0	0	マスキング紙、テープ他		
3	下		地		処	理	0	0	脱脂剤		
4	下			塗		Ŋ	0	0	プライマ、シンナ		
5	下	地	パ :	テ拾	いい	付け	0	0	パテ		
6	研					ぎ	0	0	ペーパ他		
7	中			塗		Ŋ	0	0	サフェサ、シンナ 1~2回		
8	研					ぎ	0	0	ペーパ他		
9	上			塗		Ŋ	0	0	塗料、シンナ、硬化剤 2~3回		
10	研					ぎ	0	0	ペーパ他		
11	仕	_	Ł	げ	塗	<u></u> y	0	0	塗料、シンナ、硬化剤 1~2回		
12	磨	7	ż	仕	上	げ	0	0	コンパウンド、ワックス他		

3-2 作業装置点検項目

作業装置等 点検項目 一覧表

No	装置名	対象機械	備考
1	標識・照明・追突緩衝緩和装置	作業車(標識装置付き)、標識車	
2	散水車作業装置(散水・給水装置付き)	散水車 給水装置付き	
3	散水車作業装置(散水・排水管清掃装置付き)	散水車 排水管清掃装置付き	
4	路面清掃車(プラシ式)作業装置	路面清掃車(プラシ式)	
5	路面清掃車(真空式)作業装置	路面清掃車(真空式)	
6	側溝清掃車(ロータリフ・ロワ式)作業装置	側溝清掃車(ロータリフ゛ロワ式)	
7	草刈車(車載式)作業装置	草刈車(車載式)	
8	小形除雪車 草刈装置	小形除雪車	
9	除雪トラック Iプラウ・路面整正装置	除雪トラック	標準作業 工数表準拠
10	除雪トラック サイドウイング(S・M,SM)装置	除雪トラック	
11	除雪グレーダ グレーダ装置	除雪グレーダ	標準作業 工数表準拠
12	除雪グレーダ サイドウイング装置	除雪グレーダ	
13	除雪グレーダ シャッターブレード装置	除雪グレーダ	
14	粗面形成装置	除雪トラック、除雪グレーダ、凍結防止剤散布車	
15	除雪トラック シャーピンレス装置	除雪トラック、除雪トラック散布装置付き	
16	凍結防止剤散布装置	凍結防止剤散布車、除雪トラック散布装置付き	
17	除雪ドーザ除雪装置	除雪ドーザ	標準作業 工数表準拠
18	ロー外除雪車 除雪装置	ロータリ除雪車、小形除雪車	標準作業 工数表準拠
19	ロータリ除雪車 シャーピン装置・シャーピンレス装置	ロータリ除雪車、小形除雪車	
20	ロータリ除雪車(一車線積込形)ベルトコンベア装置	ロータリ除雪車(一車線積込形)	
21	小形除雪車 プレート 装置	小形除雪車	
22	除雪機械等情報管理システム 車載端末外	各車	
23	排水ポンプ車DSシステム	排水ポンプ車	

※ 「第1章 総則 1-15関係法令の遵守」記載の人事院規則及び労働安全衛生法に基づく定期検査項目 _ と本点検項目表の点検項目が重複する場合は、記入及び監督職員への提出を要しない。 (対象機械:除雪グレーダ,除雪ドーザ)

標識・照明・追突衝撃緩衝装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
整理番号	No. —	从快去任石	
管理番号		点検会社住所	
登録番号		点换去社 庄//	
走行距離	km	点検者名	
アワメータ	hr	点快省石	

	点検個所	点検(作業)項目	点検内容		点検結果		特記事項
標識	本体	損傷、亀裂、変形、表示	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
装置	熱線ガラス	損傷、亀裂	目視	口正常	□調整	□不良	
	操作装置	損傷、機能、接点、表示	目視・作動確認	口正常	□調整	□不良	
	制御装置	筐体損傷、電圧	目視、測定	口正常	□調整	□不良	
	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧	油圧配管・ホース	損傷、油漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
装 置	油圧ポンプ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	口正常	□調整	□不良	
	照明装置	損傷、亀裂、光量	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	該当機のみ
追突	突衝擊緩和装置	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	該当機のみ
	吸排気装置	吸排気状態、エアクリーナ状態	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
発	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、オイルフィルター状態	目視	□正常	□調整	□不良	
動発電	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料フィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
機	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	口正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音、スパークプラグ状態	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	電気系全般	損傷、劣化、接点	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
全船	设(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	

[※]点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。

所見			

散水車作業装置(散水・給水装置付き) 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
整理番号	No. —	点换去拉石	
管理番号		点検会社住所	
登録番号		点换去社 庄的	
走行距離	km	点検者名	
アワメータ	hr	小汉省 石	

	点検個所	点検(作業)項目	点検内容		点検結果		特記事項
	吸排気装置	吸排気状態、エアクリーナ状態	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
作	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、オイルフィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
業用機	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料フィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
関	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	口正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
駆動	機関回転 コントロール装置	損傷、亀裂、異音、ガタ、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
装 置	動力伝達装置	損傷、亀裂、異音、振動、ガタ、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
散	配管装置、バルブ	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
水装置	ターヒ゛ンホ゜ンフ゜	損傷、亀裂、異音、ガタ、油量	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
直	散水ノズル	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	水タンク装置	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
給水	給水装置	損傷、亀裂、水漏れ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	該当機のみ
装置	その他	タンク及び配管の洗浄、水質検査	洗浄、検査	口正常	□調整	□不良	該当機のみ
	電気系全般	損傷、劣化、接点	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全船	设(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	

[※]点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。

所見		

[※]冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

散水車作業装置(散水・排水管清掃装置付き) 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
整理番号	No. —	从快去红石	
管理番号		点検会社住所	
登録番号		点换去社 庄//	
走行距離	km	点検者名	
アワメータ	hr	点	

	点検個所	点検(作業)項目	点検内容		点検結果	特記事項	
	吸排気装置	吸排気状態、エアクリーナ状態	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
作	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、オイルフィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
業用機	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料フィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
関	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	口正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
駆動	機関回転 コントロール装置	損傷、亀裂、異音、ガタ、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
装置	動力伝達装置	損傷、亀裂、異音、振動、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
散	配管装置、バルブ	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
水装	ターヒ゛ンホ゜ンフ゜	損傷、亀裂、異音、ガタ、油量	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
置	散水ノズル	損傷、亀裂、水漏れ、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	水タンク装置	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
排	動力伝達装置	損傷、亀裂、異音、ガタ、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
· 水 管 清	配管・高圧ホース・ハ・ルフ・リール	損傷、亀裂、水漏れ、摩耗、劣化	目視	口正常	□調整	□不良	
掃装	高圧ポンプ	損傷、亀裂、異音、油量	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
置	操作装置	スロットワイヤ、計器表示	目視、動作確認	口正常	□調整	□不良	
	電気系全般	損傷、劣化、接点	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全船	段(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	

所見

[※]冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

路面清掃車(ブラシ式)作業装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
整理番号	No. —	从快去红石	
管理番号		点検会社住所	
登録番号		点换去社 庄//	
走行距離	km	点検者名	
アワメータ	hr	点	

	点検個所 点検(作業)項目 点検内容 点検結果		特記事項				
	吸排気装置	吸排気状態、エアクリーナ状態	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
作	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、オイルフィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
業用機	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料フィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
関	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	口正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
側・	・補助ブラシ装置	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	主ブラシ装置	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
リ가装置		損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
エレヘータ装置		損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	ホッハ [°] 装置	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	散水装置	損傷、亀裂、変形、摩耗、水漏れ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧	油圧配管・ホース	損傷、油漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
装置	油圧ポンプ・モータ	損傷、油漏れ、吐出圧 、作動圧、異音	目視、測定、聴覚 、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	口正常	□調整	□不良	
	電気系全般	損傷、劣化、接点	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全船	段(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	

所見	

[※]冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

路面清掃車(真空式)作業装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日		点検会社名	
整理番号	No. —		从快去社石	
管理番号			点検会社住所	
登録番号			从快去往往别	
走行距離		km	点検者名	
アワメータ		hr	点1次任石	

点検個所		点検(作業)項目	点検内容		点検結果		特記事項
	吸排気装置	吸排気状態、エアクリーナ状態	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
作	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、オイルフィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
業用機	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料フィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
関	冷却装置	冷却水量、漏れ、汚染、濃度	目視	口正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	ブラシ装置	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	プロ装置	損傷、亀裂、変形、摩耗、異音	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
١÷	ライブシステム装置	損傷、亀裂、異音、摩耗、振動	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	ホッパ装置	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	散水装置	損傷、亀裂、変形、摩耗、水漏れ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧	油圧配管・ホース	損傷、油漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
装置	油圧ポンプ・モータ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	口正常	□調整	□不良	
	吸泥管装置	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	「アシリンダ・装置	損傷、亀裂、変形、劣化	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	電気系全般	損傷、劣化、接点	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全船	设(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	

[※]点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。

所見

[※]冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

側溝清掃車(ロータリプロワ式)作業装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日		点検会社名	
整理番号	No. —		从快去任石	
管理番号			点検会社住所	
登録番号			点快去往往別	
走行距離		km	点検者名	
アワメータ		hr	点1火行石	

点検個所		点検(作業)項目	点検内容		点検結果		特記事項
馬区	Vベルト	損傷、亀裂、摩耗、張り	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
動装	プロワ	損傷、亀裂、変形、摩耗、異音、油量	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
置	プロヘプラシャフト	損傷、亀裂、異音、振動、ガタ	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
ホ	ホッハ゜、ハ゛ッフルフ゜レート	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	口正常	□調整	□不良	
ッ パ 装	パッキン	損傷、亀裂、摩耗、水漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
置	オーハ゛ーロート゛シャッタ	損傷、亀裂、動作	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
水タ	ウォータタンク	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
ンク	ウォータセハ°レータ	損傷、亀裂、変形、水漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
装置	水配管、ホース、ハ゛ルフ゛	損傷、亀裂、水漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧	油圧配管・ホース、バルフ	損傷、油漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
装置	油圧ポンプ・モータ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測定、聴覚 、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	口正常	□調整	□不良	
ļ	Jフティング装置	損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	サクションホース	損傷、亀裂、変形、摩耗、劣化	目視	口正常	□調整	□不良	
ţ	けイレンサー装置	損傷、劣化、清掃、異音	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	電気系全般	損傷、劣化、接点	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	设(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	

[※]点検に伴う各部の給油脂を含むものとする。

所見

[※]冬期間点検により凍結の恐れがある場合は別途考慮するものとする。

草刈車(車載式)作業装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
整理番号	No. —		- 無快去性石
管理番号		点検会社住所	
登録番号		从快去红庄的	
走行距離	km	点検者名	
アワメータ	hr	本技行	

	点検個所	点検(作業)項目	点検内容		点検結果		特記事項
法	カッターケース、シュー	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	口正常	□調整	□不良	
面刈	中間シャフト、 ヘ`アリンク`	損傷、亀裂、変形、振動、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
機	アーム	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	カッターケース	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	口正常	□調整	□不良	
路 肩	カッターフランシ゛、 シュー、ヘ゛アリンク゛	損傷、亀裂、変形、振動、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
刈機	昇降装置	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	ガイドローラ	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧	油圧配管、ホース、ハ・ルフ・	損傷、油漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
装 置	油圧ポンプ、モータ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動 圧、異音	目視、測定、聴覚 、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量	目視	口正常	□調整	□不良	
	吸排気装置	吸排気状態、エアクリーナ状態	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	潤滑装置	潤滑油量、漏れ、オイルフィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
作業用	燃料装置	燃料油量、漏れ、燃料フィルター状態	目視	口正常	□調整	□不良	
機関	冷却装置	冷却水量、漏れ、劣化、濃度	目視	口正常	□調整	□不良	
	全般	始動状態、異音	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	駆動軸	損傷、ガタ、異音	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
重	力配分機装置	損傷、亀裂、異音、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	傾斜防止装置	損傷、亀裂、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	電気系全般	損傷、劣化、接点	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	

[※]点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所見		

小形除雪車 草刈装置 点検項目表

点検年月日		令和 年 月 日	∃ ————————————————————————————————————		名			
	整理番号	No. —		/// JA				
	管理番号			点検会社信	計所			
	登録番号			ボスムエ	L171			
	走行距離		km	点検者名	Z			
	アワメータ		hr	示报日 1	1			
			1		T			
	点検個所	点検(作業)項目		点検内容		点検結果		特記事項
法	カッターケース、シュー	損傷、亀裂、変形、摩耗		目視	口正常	□調整	口不良	
面刈	中間シャフト、 ヘ゛アリンク゛	損傷、亀裂、変形、振動、ガタ	目	視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
機	アーム	損傷、亀裂、変形	目	目視、作動確認		□調整	□不良	
	カッターケース	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視		□正常	□調整	口不良	
路 肩	カッターフランシ゛、 シュー、ヘ゛アリンク゛	損傷、亀裂、変形、振動、ガタ	目視、作動確認		□正常	□調整	□不良	
機機	昇降装置	損傷、亀裂、変形	目	目視、作動確認		□調整	□不良	
	ガイドローラ	損傷、亀裂、変形	目	視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目	視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
油圧	油圧配管、ホース、バルフ	損傷、油漏れ、干渉		目視	□正常	□調整	□不良	
装 置	油圧ポンプ、モータ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、測	則定、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量		目視	口正常	□調整	□不良	
	電気系全般	損傷、劣化、接点		視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全船	设(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、	聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
※点検	に伴う、各部給油脂	を含むものとする。						
所見								

所見		

除雪トラック Ӏプラウ・路面整正装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
整理番号	No. —	点快去吐 石	
管理番号		点検会社住所	
登録番号		点换去 在庄的	
走行距離	km	点検者名	
アワメータ	hr	点换省 有	

点検個所		点検(作業)項目	点検内容		点検結果		特記事項
,	油圧系統 (タンク、フィルタ、バルブ、 油圧ポンプ、シリンダ)	作動油漏れ、異音、損傷	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
I プラウ	操作状態全般	機能、昇降量	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	除雪装置及びそり	亀裂、弛み、摩耗量	目視	口正常	□調整	□不良	
	油圧系統(シリンダ、パイピンク゛)	作動油漏れ、異音、損傷	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
路 面 整	操作状態全般	機能、昇降量	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
装置	除雪装置	亀裂、弛み、摩耗量	目視	口正常	□調整	□不良	
	電気系統	モニター表示、ランプ。点灯	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				□正常	□調整	□不良	

[※]点検に伴う、各部給油脂を含むものとする。

所見		

^{※『}建設機械整備 標準作業工数表(除雪機械編)除雪装置点検』工数の点検内容である。

除雪トラック サイドウイング(S・M、SM)装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
整理番号	No. —		
管理番号		点検会社住所	
登録番号		从投去江 庄//	
走行距離	km	点検者名	
アワメータ	hr	点 没有 有	

点検個所		点検(作業)項目	点検内容		点検結果		特記事項
ゥ	本体	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
ィン	カッティンク゛エッシ゛	損傷、亀裂、変形	目視	口正常	□調整	□不良	
グ	チルト機構	損傷、亀裂、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
昇	アームサホ [°] ート	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
降装置	アーム	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
但	ウイング・ホルタ・、ヒンシ・	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
装置	油圧配管、ホース、ハ゛ルフ゛	損傷、油漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
	ウイング・ロック装置	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	調整管、シャーピン	損傷、亀裂、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
0	スライト・レール	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
S M 切	スライト゛サホ゜ート	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
換 機 構	調整管シフト	損傷、亀裂、ガタ、変形	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
1177	レール架台	損傷、亀裂、変形	目視	口正常	□調整	□不良	
	自動姿勢制御	動作確認	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全般(異常の有無)		作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	

[※]点検に伴う、各部給油脂を含むものとする。

所見

[※]各装置毎の該当箇所を点検するものとする。

除雪グレーダ作業装置 点検項目表

点検年月日		令和 年 月 E	3	点検会社	夕			
	整理番号	No. —		从快去任石				
	管理番号			点検会社住	:所			
	登録番号			MAZIL	-171			
	走行距離		km	点検者名				
	アワメータ		hr	,	•			
	点検個所	点検(作業)項目		点検内容		点検結果		特記事項
	作動油タンク	亀裂、損傷、漏れ		目視	口正常	□調整	□不良	
	フィルタ・エレメント	使用時間		目視		□調整	□不良	
	オイル・クーラ	損傷、漏れ		目視		□調整	□不良	
油圧系	シリンタ・ロット	亀裂、損傷、漏れ	目視、作動確認		□正常	□調整	□不良	
系統	チューフ・及びホース類	油漏れ、劣化、損傷、干渉	目視		口正常	□調整	□不良	
	ポンプ及び゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚ン゙゙゙゙゙゙	吐出圧、作動圧	目視、作動確認		口正常	□調整	□不良	
	油圧モータ	作動、異音、漏れ	目視、聴覚、作動確認		口正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、漏れ	目視	、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	サークル・フ゛レート゛	亀裂、損傷		目視	口正常	□調整	□不良	
作業	各ピン・ブッシュ	損傷、ガタ、異音	目視	、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
作業系統	各アタッチメント類・作業部品	損傷、作動、摩耗	目視	、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、ガタ	目視	、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
※『建	倹に伴う、各部給油脂 設機械整備 標準作	を含むものとする。 業工数表(除雪機械編)12ケ月	月定期点	原検整備』工数の点検	内容である	5.		
所見	听見 							

除雪グレーダ サイドウイング装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
整理番号	No. —		
管理番号		点検会社住所	
登録番号		从快去往庄川	
走行距離	km	点検者名	
アワメータ	hr	点快有右	

	点検個所	点検(作業)項目	点検内容		点検結果		特記事項
	ウイング本体	損傷、亀裂、変形	目視	口正常	□調整	□不良	
	カッティング゛エッシ゛	損傷、亀裂、変形	目視	口正常	□調整	□不良	
	昇降リンク、プッシュバー	損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	ブ・レスト、シャーヒ [°] ン	損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
;	シャーピン切断警報装置	作動確認	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
装置	油圧配管、ホース	損傷、油漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
	ウイング・ロック装置	損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所見		

除雪グレーダ シャッターブレード装置 点検項目表

	点検年月日	令和 年 月 日		点検会社:	夕			
	整理番号	No. —		示快去社	т ⊔			
	管理番号			点検会社住	計			
	登録番号			MIXA II E //				
	走行距離		km	点検者名	2			
	アワメータ		hr	X.12.12	•			
				<u> </u>				
	点検個所 ————————————————————————————————————	点検(作業)項目		点検内容		点検結果		特記事項
	ブレード本体	損傷、亀裂、変形		目視	口正常	□調整	□不良	
7	マライドベース、シャーピン	損傷、亀裂、変形、ガタ	目	視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧装	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目	視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
装 置 	油圧配管、ホース	損傷、油漏れ、干渉		目視	口正常	□調整	□不良	
1	全般(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認		口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
	険に伴う各部給油脂を含	含むものとする。						
所見								

粗面形成装置 点検項目表

点検年月日	令和 年	月 日	点検会社名	占检会社名	
整理番号	No.	-			
管理番号			点検会社住所		
登録番号			从快去往往的		
走行距離		km	点検者名		
アワメータ		hr	点 次 1 石		

	点検個所	点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
	タイン取付フレーム	損傷、亀裂、変形	目視	口正常	□調整	□不良	
	スイングアーム、リンク	損傷、亀裂、変形、ガタ	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧装	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
装置	油圧配管、ホース	損傷、油漏れ、干渉	目視	口正常	□調整	□不良	
	自動制御装置	動作確認	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全	:般(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	
				口正常	□調整	□不良	

※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

竹見		

除雪トラック シャーピンレス装置 分解点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名			
整理番号	No. —		从快去红石		
管理番号		点検会社住所			
登録番号		点快去社任所			
走行距離	km	点検者名			
アワメータ	hr	点快有石			

点検箇所	点検項目	点検内容	点 検 結 果		果	特	記	事	項
スプ・リンク・ケース	損傷、亀裂	目視	口正常	□調整	□不良				
ロット゛	損傷、磨耗、亀裂	目視	口正常	□調整	□不良				
皿バネ	損傷	目視	口正常	□調整	□不良				
チルトプ [°] レート	損傷、磨耗、亀裂	目視	口正常	□正常 □調整 □不					
ΔΔ	損傷、磨耗	目視、作動確認	□正常 □調整 □		□不良				
ピン	損傷、磨耗	目視	口正常	□調整	□不良				
アジャストホルト又はキャップ	損傷	目視	口正常	□調整	□不良				
ブーツ	損傷	目視	口正常	□調整	□不良				
離脱荷重(※)	設定値	計器にて測定、調整	□正常 □調整 □不		□不良				
作動及び復帰動作(※)	作動状況	目視、作動確認	□正常 □調整 □不		□不良				
給脂状況(※)	給脂	目視	口正常	□調整	□不良				

注1)分解点検に伴う給油脂を含むものとする。

所見				
		20		

注2)(※)は非分解時の点検項目である。

凍結防止剤散布装置 点検項目表

	点検年月日	令和 年 月 E	3	点検会社	<u> </u>			
	整理番号	No. —		////A	н			
	管理番号		_	点検会社住	: 所			
	登録番号		_	/// IX A I L I	-171			
	走行距離		km	点検者名				
	アワメータ		hr	W IA II				
			1		I			
	点検個所	点検(作業)項目		点検内容		点検結果		特記事項
	ホッハ゜	損傷、亀裂、摩耗		目視	口正常	□調整	□不良	
	ホッハ°カハ゛ー	損傷、亀裂、摩耗	E	祖、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	散布円盤	作動、損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	、計測、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	スクリュー	損傷、亀裂、変形、摩耗	目視	、計測、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	各部作動点検	各センサー作動確認 パ [°] ラメータ確認	E	祖、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	E	祖、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧	油圧配管、ホース、バルフ	損傷、油漏れ、干渉		目視	口正常	□調整	□不良	
圧 装 置	油圧ポンプ、モータ	損傷、油漏れ、吐出圧、作動圧、異音	目視、	則定、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	油圧作動油	汚染、量		目視	口正常	□調整	□不良	
	水溶液タンク	洗浄、損傷、亀裂、変形、水漏れ		目視	口正常	□調整	□不良	
水	〈溶液配管、ホース	洗浄、損傷、亀裂、干渉、水漏れ		目視	口正常	□調整	□不良	
	電気系全般	損傷、劣化、接点	E	1視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
全	般(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視	、聴覚、作動確認	口正常	□調整	□不良	
※点	検に伴う各部給油肌	旨を含むものとする。						
所見								

除雪ドーザ作業装置 点検項目表

点検年月日	令和 年 月	日	点検会社名	
整理番号	No. –	-		
管理番号			点検会社住所	
登録番号			点换去位任例	
走行距離		km	点検者名	
アワメータ		hr	从快 省石	

点検個所		点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
	ハイト゛ロリック・タンク	亀裂、損傷、漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
	フィルタ・エレメント	使用時間	目視	口正常	□調整	□不良	
油	オイル・クーラ	損傷、漏れ	目視	口正常	□調整	□不良	
圧系	シリンダ、及びシリンダ「ロット゛	亀裂、損傷、曲がり	目視	目視 □正常 □調雪		□不良	
統	チューブ及びホース類	油漏れ、劣化、損傷、干渉	目視	視 □正常 □調整		□不良	
	ポンプ及びバルブ	吐出圧、作動圧	目視、動作確認	口正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、漏れ	目視、聴覚、動作確認	口正常	□調整	□不良	
	リフト・アーム	亀裂、損傷	目視	口正常	□調整	□不良	
	レバー及びリンケージ	作動、損傷、ガタ	目視、聴覚	口正常	□調整	□不良	
	ハ゛ケット・ホ゜シ゛ショナ	作動、角度	目視、動作確認	口正常	□調整	□不良	
作	リフト・キック・アウト	作動、高さ	目視、動作確認	口正常	□調整	□不良	
業系	セーフティ・ロック	作動	目視、動作確認	口正常	□調整	□不良	
統	各ピン及びブッシュ	損傷、ガタ、異音	目視、聴覚、動作確認	□正常	□調整	□不良	
	各アタッチメント類及び作業部品	損傷、作動等	目視、動作確認	口正常	□調整	□不良	
	リフト・シリンダ・及びチルト・シリンダ・	作動	目視、動作確認	口正常	□調整	□不良	
	全般(異常の有無)	作動、異音、ガタ	目視、聴覚、動作確認	口正常	□調整	□不良	

[※]点検に伴う各部給油脂を含むものとする。

所	所見		

^{※『}建設機械整備 標準作業工数表(除雪機械編)除雪装置点検12ヶ月定期点検整備』工数の点検内容である。

ロータリ(小形)除雪車除雪装置 点検項目表

			T	1	L					
点検年月日	令和 年 月 日		点検会社	名						
整理番号	No. —									
管理番号			点検会社住 点検会社住	: 所						
登録番号			M [X] []							
走行距離		km	点検者名							
アワメータ		hr								
				1						
点検個所	点検(作業)項目		点検内容		点検結果		特記事項			
スクリュオーカ゛	亀裂、曲がり、摩耗	目視		口正常	□調整	□不良				
プロア羽根	亀裂、曲がり、摩耗		目視	口正常	□調整	□不良				
ブロアケース	亀裂、曲がり、摩耗		目視	口正常	□調整	□不良				
チェ−ン伝導機	異音、油漏れ、汚れ		目視、聴覚	口正常	□調整	□不良				
プロア伝導機	異音、油漏れ、汚れ		目視、聴覚	口正常	□調整	□不良				
シュート	異音、油漏れ、汚れ		目視、聴覚	口正常	□調整	□不良				
טע	亀裂、曲がり、摩耗	目視		口正常	□調整	□不良				
カッティングエッジ及び取付台	亀裂、曲がり、摩耗		目視		□調整	□不良				
除雪枠	変形、亀裂		目視		□調整	□不良				
除雪装置全般	機能、出力	目視	目視、聴覚、作動確認		□調整	□不良				
				口正常	□調整	□不良				
				口正常	□調整	□不良				
※点検に伴う各部給油脂を	※点検に伴う各部給油脂を含むものとする。									
※『建設機械整備 標準作業工数表(除雪機械編)12ケ月点検基本作業』工数の点検内容である。										
所見										

ロータリ除雪車 シャーピン及びシャーピンレス装置 点検項目表

	,																
	点検年月日	令	和年	月	日	点検会社名											
	整理番号	1	No.		_ 	流(大公)工口											
	管理番号					点検会社住所											
	登録番号					尽快云社にの											
	走行距離				km	上丛土力											
	アワメータ				hr	点検者名											
①>t	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	項目															
I	点検箇所			ナーガ側		ブロワ側		外観(目視)									
	結果		良		否	良・否	<u> </u>	良・否	Ī.								
	※外観(目視):亀裂・	ガタ・傷	等の確認	2													
_ ②>ধ	ァーヒ°ンレス装置点 を 外観(目視)				特記	3事項											
	良 · 否					<u>'</u>											
1																	
			等の確認	8													
ļ	※外観(目視):亀裂・ クラッチパック	·ガタ·傷		調整前		調整後		特記事項									
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整	・ガタ・傷 フ フ	Ī	調整前	kg/cm2		kg/cm2	特記事項									
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整 ※圧力調整が必要な	・ガタ・傷 フ ン な場合に記	Ī	調整前			kg/cm2	特記事項									
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整 ※圧力調整が必要な 近接スイッチの確認	・ガタ・傷 フ な場合に記 認	己入する事	調整前事。	kg/cm2												
Ī	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整 ※圧力調整が必要な 近接スイッチの確認	・ガタ・傷 フ な場合に記 認	己入する事	調整前事。	kg/cm2												
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整※圧力調整が必要な 近接スイッチの確認・駆動側(No2プロ	・ガタ・傷 は場合に記	己入する事	調整前 事。 シャフ ¹	kg/cm2 トとディス・	ク部との隙間 (標: mm_	準間隔 3	Bmm)									
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整※圧力調整が必要な 近接スイッチの確認・駆動側(No2プロ	・ガタ・傷 は場合に記	己入する事	調整前 事。 シャフ ¹	kg/cm2 トとディス・	ク部との隙間 (標	準間隔 3	Bmm)									
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整 ※圧力調整が必要な 近接スイッチの確認・ 駆動側(No2プロ ・ 従動側(左支持	・ガタ・傷 は場合に記	己入する事	調整前 事。 シャフ ¹	kg/cm2 トとディス・	ク部との隙間 (標: 回転歯の隙間 (標	準間隔 3	Bmm)									
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整※圧力調整が必要な 近接スイッチの確認・駆動側(No2プロ	・ガタ・傷 は場合に記	己入する事	調整前 事。 シャフ ¹	kg/cm2 トとディス・	ク部との隙間 (標: 回転歯の隙間 (標	準間隔 3	Bmm)									
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整 ※圧力調整が必要な 近接スイッチの確認・ 駆動側(No2プロ ・ 従動側(左支持	・ガタ・傷 は場合に記	己入する事	調整前 事。 シャフ ¹	kg/cm2 トとディス・	ク部との隙間 (標: 回転歯の隙間 (標	準間隔 3	Bmm)									
	※外観(目視): 亀裂・ クラッチパック 圧力調整 ※圧力調整が必要な 近接スイッチの確認・ 駆動側(No2プロ ・ 従動側(左支持	・ガタ・傷 は場合に記	己入する事	調整前 事。 シャフ ¹	kg/cm2 トとディス・	ク部との隙間 (標: 回転歯の隙間 (標	準間隔 3	Bmm)									

ロータリ除雪車(一車線積込形)へいトコンへで装置 作業装置点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社				
整理番号	No. —					
管理番号 		点検会社住所				
走行距離	km	- IA + A				
アワメータ	h	点検者名				
点検箇所	点検(作業)項目	点検内容	点検結果			特記事項
シーケンス制御	シーケンス制御による装置作動確認	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	全自動(【シュート・ヘ・ルコンモート・】作動確認) 【回送姿勢】←→作業姿勢を3回繰返す	目視、作動確認	□正常	□調整	□不良	
	【シュートモート・】作動確認 【回送姿勢】←→作業姿勢を3回繰返す	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
	【ベルコンモード】作動確認 【回送姿勢】←→作業姿勢を3回繰返す	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
電気関係	各スイッチ操作での各装置作動確認	作動確認	口 正常	□調整	口 不良	
	非常用スイッチ操作での各装置の作動確認	作動確認	口正常	□調整	□不良	
	モルバースイッチ操作での各装置の作動確認	作動確認	口 正常	□調整	□不良	
	停止用ポタンスイッチの作動確認	作動確認	口 正常	□調整	□不良	
	プロワケース用スイッチの作動確認	作動確認	口 正常	□調整	□不良	
	ベルコン昇降用スイッチの作動確認	作動確認	口 正常	□調整	□不良	
	近接スイッチ及びマグネットスイッチの取付状態確認	目視、作動確認	口 正常	□調整	□不良	
	各配線·端子部点検締付	目視、締付	口 正常	□調整	□不良	
	各配線の被覆状態点検	目視	口 正常	□調整	□不良	
	各コントロールハ・ルフ・の配線端子部増締め	目視、増締め	口 正常	□調整	□不良	
	各ポテンションメータ作動確認	作動確認	口 正常	□調整	口不良	
	ベルコンシュータ部のポテンションメータ作動確認	作動確認	口 正常	□調整	口不良	
	センターピン部のポテンションメータ作動確認	作動確認	口 正常	□調整	□不良	
ヘ゛ルトコンヘ゛ア	ベルトコンベアの駆動確認	目視	口 正常	□調整	□不良	
	コンヘ・アーライン損傷等点検	目視	口 正常	□調整	口不良	
	コンヘ・アーヘ・ルトの損傷、接合部の剥離点検	目視	口 正常	□調整	口不良	
	コンヘ・アー両サイト・雪こぼれ防止用コ・ム板の損傷点検	目視	口 正常	□調整	口不良	
	ホッパーステン板(ニューライト板)の損傷点検	目視	口 正常	□調整	口不良	
	各口一う回転状況確認	目視	口 正常	□調整	口不良	
	キャリアローラの回転状態確認	目視	□正常	□調整	□不良	
	ガイドローラの回転状態確認	目視	□正常	□調整	口不良	
全般(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認	□正常	□調整	□不良	
※各部点検に伴う給油服 所見	旨を含むものとする。					
ハル						

小形除雪車 ブレート 装置 点検項目表

J	点検年月日	令和 年 月 日		点検会社名	3			
	整理番号	No. —		MIXA II II				
	管理番号			点検会社住 点検会社住	所			
	登録番号							
	走行距離		km	点検者名 点検者名				
	アワメータ		hr					
	点検個所	点検(作業)項目		点検内容		点検結果		特記事項
:	ブレート・本体	損傷、亀裂、変形	E	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
ħ	ッティンク゛エッシ゛	損傷、亀裂、変形		目視	口正常	□調整	□不良	
	懸架装置	損傷、亀裂、変形、ガタ	E	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
油圧装	油圧シリンダ	損傷、油漏れ、ロッドの傷	E	目視、作動確認	口正常	□調整	□不良	
装置	油圧配管、ホース	損傷、油漏れ、干渉		目視	口正常	□調整	□不良	
	וע	損傷、亀裂、変形	目視		口正常	□調整	□不良	
全般	と(異常の有無)	作動、異音、ガタ、発錆	目視、聴覚、作動確認		口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
					口正常	□調整	□不良	
※点核	食に伴う各部給油服	旨を含むものとする。						
所見								

除雪機械等情報管理システム 車載端末外 点検項目表

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
整理番号	No. —		
管理番号 		点検会社住所	
	km		
アワメータ	hr	点検者名	
車載端末型式		車載端末製造年月	/
車載端末製造番号	S		
□車載端末装置	•		•
点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
D本体点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常 □調整 □不良	
②GPSアンテナ点検	ıı .	□正常 □調整 □不良	
③通信アンテナ点検	"	□正常 □調整 □不良	
④ケーブルコネクタ点検	緩みが外れがないこと。	□正常 □調整 □不良	
	車体脱落の恐れがないこと。著しい消耗がな	□正常 □調整 □不良	
6)電源配線点検	いこと。 正常電圧が印加されていること。(DC10~	口正常 口調整 口不良	電源 [V]、ACC [V]
ジ电源品線点後 	30V) 本体LEDランプの動作確認(目視)	□正常 □調整 □不良	LEDランプの正常動作について
			は取扱説明書による
8通信状態の確認	最新の稼働履歴が通信されていること。	□正常 □調整 □不良	除雪機械等情報管理システム
タメモリーカードの確認	最新の稼働履歴が保存されていること。	□正常 □調整 □不良	
□作業·併用工事判別SW			
点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①本体点検 	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常 □調整 □不良	
②ケープルコネクタ点検	緩みがタ、外れがないこと。	□正常 □調整 □不良	
③スイッチ動作の確認	作業判別機能、併用判別機能	□正常 □調整 □不良	
□作業信号接続装置			
□作業信号接続装置 点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
点検項目	点検基準 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	点検結果□正常 □調整 □不良	特記事項
□作業信号接続装置 点検項目 ①本体点検 ②ケープルコネクタ点検			特記事項
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常 □調整 □不良	特記事項 電圧 入力/出力 [V]
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みが久外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧	□正常 □調整 □不良	
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みが久外れがないこと。	□正常 □調整 □不良	
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 コ作業区分センサ(散布作動信	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みが久外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品	□正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V]
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 ②作業区分センサ(散布作動信	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みがタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準	□正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 ②作業区分センサ(散布作動信	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みがタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサボックス・センサースライドステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 □広常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 □作業区分センサ(散布作動信 点検項目	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサボックス・センサースライドステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 アーブルに脱落の恐れがなく、著しい消耗がないこと。	□正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 □正常 □調整 □不良 点検結果 □正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 □作業区分センサ(散布作動信 点検項目	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサホックス・センサースライトステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブルに脱落の恐れがなく、著しい消耗がな	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 コ作業区分センサ(散布作動信 点検項目	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みがタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサホックス・センサースライトステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブ・ルニ脱落の恐れがなく、著しい消耗がないこと。 ケーブ・ルコネクタに緩みがタ、外れがないこと。	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port D port E port F port
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 コ作業区分センサ(散布作動信 点検項目	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みがタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサホックス・センサースライトステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブ・ルニ脱落の恐れがなく、著しい消耗がないこと。 ケーブ・ルコネクタに緩みがタ、外れがないこと。	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port D port E port
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 □作業区分センサ(散布作動信点検項目 ①センサ調整、機能確認 □散布制御器・□散布詳細情執	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサホックス・センサースライト・ステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブルに脱落の恐れがなく、著しい消耗がないこと。 ケーブルコネクタに緩みかタ、外れがないこと。 作業信号出力の機能確認	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port D port E port F port G port
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 □作業区分センサ(散布作動信点検項目 ①センサ調整、機能確認 □散布制御器・□散布詳細情報点検項目	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサボックス・センサースライ・ステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブルに脱落の恐れがなく、著しい消耗がないこと。 ケーブルコネクタに緩みかタ、外れがないこと。 作業信号出力の機能確認 風動作(パネル)	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port D port E port F port G port
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 ③作業区分センサ(散布作動信点検項目 ①センサ調整、機能確認 ②散布制御器・□散布詳細情報点検項目 ②本体点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサホックス・センサースライト、ステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブルに脱落の恐れがなく、著しい消耗がないこと。 ケーブルコネクタに緩みかタ、外れがないこと。 作業信号出力の機能確認 動動作(パネル) 点検基準 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port D port E port F port G port 特記事項 散布制御器
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 ②作業区分センサ(散布作動信点検項目 ①センサ調整、機能確認 ②散布制御器・□散布詳細情報点検項目 ①本体点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサホックス・センサースライ・ステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブルコネクタに緩みかな、著しい消耗がないこと。 ケーブルコネクタに緩みから、外れがないこと。 作業信号出力の機能確認 風動作(パネル) 「点検基準 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port D port E port F port G port
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 ②作業区分センサ(散布作動信点検項目 ①センサ調整、機能確認 ②散布制御器・□散布詳細情報点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサホックス・センサースライト、ステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブルに脱落の恐れがなく、著しい消耗がないこと。 ケーブルコネクタに緩みかタ、外れがないこと。 作業信号出力の機能確認 動動作(パネル) 点検基準 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port D port E port F port G port 特記事項 散布制御器 散布計細情報動作 散布制御器
点検項目 ①本体点検 ②ケーブルコネクタ点検 ③電源配線点検 □作業区分センサ(散布作動信点検項目 ①センサ調整、機能確認 □散布制御器・□散布詳細情執	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 入力電圧又は出力電圧 号含む)及び作業用信号変換用部品 点検基準 センサポックス・センサースライトステー・センサーアーム等に 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 ケーブルコネクタに緩みかタ、外れがないこと。 作業信号出力の機能確認 動動作(パネル) 「最検基準 損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。 緩みかタ、外れがないこと。 正常電圧が印加されていること。	□正常 □調整 □不良	電圧 入力/出力 [V] 特記事項 A port B port C port D port E port F port G port 特記事項 散布制御器 散布制御器 散布制御器 散布計細情報動作

37

【点検項目表】排水ポンプ車DSシステム

点検年月日	令和 年 月 日	点検会社名	
点検業務(製作番号)	_	从快去任石	
建設機械番号	R02-0000	点検会社住所	
登録番号(車番)	札幌 100 ほ 〇〇一〇〇	点换去社区方	
走行距離	走行距離 km		
アワメータ	hr	点検者名	
車載端末型式	MU-1000(簡易版)/WSⅡ(LTE)	車載端末製造年月	/
車載端末製造番号			

□車載通信装置 ※外観目視

点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①GPSアンテナ点検	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	異常の有無 □有 □無	
②通信アンテナ点検	緩みがタ、外れがないこと。	異常の有無 □有 □無	
③ケーブル点検	車体脱落の恐れがないこと。著しい消耗がないこと。	異常の有無 □有 □無	

□制御盤内通信装置 ※外観目視

口的两曲门巡门农区 水기或口			
点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
①本体点検(MU-1000)	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	異常の有無 □有 □無	
()本体点検(MU-1000)	取付用防振ゴムの劣化の有無	異常の有無 □有 □無	
②GPS受信器	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	異常の有無 □有 □無	
③車載型端末01	損傷・消耗(外観)・脱落の恐れがないこと。	異常の有無 □有 □無	
④ケープ ルコネクタ (HUB) (NXR-G100)	配線、緩みが外れがないこと。	異常の有無 □有 □無	
⑤DC/ACコンバーター	配線、緩みが気外れがないこと。	異常の有無 □有 □無	
⑥ケーブル点検(露出部のみ)	取付状態、損傷の有無	異常の有無 □有 □無	

□動作信号接続装置 ※動作確認

口到11日与130亿衣但 公到11日	E più		
点検項目	点検基準	点検結果	特記事項
	電源ランプの点灯確認(車/発電機動作時)	異常の有無 口有 口無	
①本体点検(MU-1000)	エラーランプの点灯	異常の有無 □有 □無	※00ランプ表示が正常
	エラーランプの点灯(内臓電池切れの有無)	異常の有無 口有 口無	※A1,A2ランプ表示が異常
	DSシステム上での確認	_	最新の稼働履歴が通信されていること。
	車両エンジン動作時の表示	異常の有無 □有 □無	
	発電機運転時の表示	異常の有無 □有 □無	
②通信状態の確認(DSシステム)	制御電源入り時の表示	異常の有無 □有 □無	
	車両位置情報確認(現在地)	異常の有無 □有 □無	
	車両位置情報確認(動態)	異常の有無 □有 □無	
	位置情報更新時間の確認	異常の有無 □有 □無	定期的に更新されているか

所	見

3-3 人事院規則10-4第32条及び「労働安全衛生法」要領

第5号に掲げる移動式クレーン

おり オ	ラー	抱け	つ移:	켌玌	クレ-	ーン
定	期	検	査	1	次に掲	げる

- 1 次に掲げる部分の異常又は損傷の有無
 - (1) ブレーキ及びクラッチ
 - (2) ワイヤーロープ又はつりチェーン
 - (3) フック、グラブパケット等のつり具
 - (4) 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置
 - (5) 配線、配電盤及びコントローラ
- 2 荷重試験

第19号に掲げるショベルローダ

定期検査

- 次に掲げる部分の異常の有無(月例検査)
 - (1) 制動装置、クラッチ及び操縦装置
 - (2) 荷役装置及び油圧装置
 - (3) ヘッドカード

次に掲げる部分の異常の有無(年次検査)

- (1) 原動機
- (2) 動力伝達装置及び走行装置
- (3) 制動装置及び操縦装置
- (4) 荷役装置及び油圧装置
- (5) 電気系統、安全装置及び計器

第23号に掲げる車両系建設機械

定期検査

次に掲げる部分の異常の有無(月例検査)

- (1) ブレーキ、クラッチ、操作装置及び作業装置
- (2) ワイヤーロープ及びチェーン
- (3) バケット、ジッパー等

次に掲げる部分の異常の有無(年次検査)

- (1) 圧縮圧力、弁すき間その他の原動機
- (2) クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャルその他動力伝達装置
- (3) 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置
- (4) かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置
- (5) 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他ブレーキ
- (6) ブレード、ブーム、リンク機構、バケット、ワイヤーロープその他作業装置
- (7) 油圧ポンプ、油圧モータ、シリンダ、安全弁その他油圧装置
- (8) 電圧、電流その他電気系統
- (9) 車体、操作装置、ヘッドカバー、バックストッパ、昇降装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、
- 灯火装置及び計器

第24号に掲げる高所作業車

定期検査

次に掲げる部分の異常の有無(月例検査)

- (1) 制動装置、クラッチ及び操作装置
- (2) 作業装置及び油圧装置
- (3) 安全装置

次に掲げる部分の異常の有無(年次検査)

- (1) 圧縮圧力、弁すき間その他の原動機
- (2) クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャルその他動力伝達装置
- (3) 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置
- (4) かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置
- (5) 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置
- (6) ブーム、昇降装置、屈折装置、平衡装置、作業床、その他作業装置
- (7) 油圧ポンプ、油圧モータ、シリンダ、安全弁その他油圧装置
- (8) 電圧、電流その他電気系統
- (9) 車体、操作装置、安全装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器

第4章 書類関係

4-1 提出書類 提出書類は基本的に下記のとおりとするが、監督職員より申し出があった場 合はその指示に従うものとする。 (1) 定期整備工程表…………[契約締結後14日以内] 認できる書類、監督職員が指 示した書類など (8) 写真・作業確認調書等・・・・・・・・・・・ [確認時] (9)協 議 4-2 書式一覧 書式は下記のとおりとする。 (1) 定期整備工程表……様式-1 (2) 修 繕 責 任 者 通 知 書 ……… 様式-2 (3) 緊 急 時 の 連 絡 体 制 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式-3 (4) 発注書(当初・追加) · · · · · · 様式-4 発注書(当初・追加)の別紙 様式-4-1 (5) 保 管 証 …… 様式-5 (6) 作業確認調書 (プロセス確認用) ・・・・・・・・・・・・ 様式-6 (7) 自動車修繕等完了届 … 様式-7 自動車修繕等完了届内訳書 ……… 様式-8 (8)

40

書 …… 様式-9

帳 · · · · · 参 考 様 式

(9)協

(10) 記

議

写

録

真

(11) 自動車修繕等単価契約に伴う発注書の交付請求について ・・・ 参考様式

令和 年 月 日

定期整備工程表

<u></u>	
1174	

受注者

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕責任者 の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者 TEL: TEL:

		受取月	日	中間確	認	納入月	日	
機 械 名 規 格	管理番号	予定月	日	予定月	日	予定月	日	備考
,,,,		実施月	日	実施月	日	実施月	日	
		月	日	月	田	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	
		月	日	月	日	月	日	

[※] 実施月日は監督職員が記入するものとする。

定期整備工程表

令和 ○ 年 4 月 7 日

契約締結後14日以内に 提出すること

支出負担行為担当官

□□開発建設部長 開発 一郎

殿

件名

△△道路事務所維持用機械修繕単価契約

受注者 ■■自動車株式会社

代表取締役 受注 一郎 印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕責任者 の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

144 1-E 57		į	受取	月日			中間	確認		;	納入	月日.		
機械名規格	管理番 号	-	予定	月日			予定	月日			予定	月日		備考
		実施月日			実施月日			実施月日						
路面清掃車	00-000	2	月	5	日	2	月	10	日	2	月	12	日	12か月点検
4輪ブラシ式	00-0000		月		日		月		日		月		日	⊿⊿道路事務所配置
散水車	00-0000	1	月	15	日	1	月	18	日	1	月	25	日	12か月点検
6,300L給水装置付	00-0000		月		日		月		日		月		日	⊿⊿道路事務所配置
排水管清掃車	00-0000	1	月	19	日	2	月	2	日	2	月	12	日	12か月点検
7, 000L	00-0000		月		日		月		日		月		日	⊿⊿道路事務所配置
標識車	00-0000	2	月	2	日	2	月	12	日	2	月	19	日	12か月点検
照明装置付	00-0000		月		日		月		日		月		日	⊿⊿道路事務所配置
	:		月		日		月		日		月		日	
	•		月		日		月		日		月		日	××ST配置
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	
			月		日		月		日		月		日	

[※] 実施月日は監督職員が記入するものとする。

令和	年	月	B

殿

受注者

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕責任 者の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者

確認者

TEL:

TEL:

修繕責任者通知書

上記の修繕責任者を契約書第●条に基づき下記のとおり通知します。

記

修繕責任者

令和 ○ 年 4月 7日

支出負担行為担当官

□□開発建設部長 開発 一郎 殿

受注者■■自動車株式会社 代表取締役 受注 一郎 印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕責任 者の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者 0000 確認者 0000TEL:00-000TEL:00-000

修繕責任者通知書

契約締結後速やかに提 出すること

件名 △△道路事務所維持用機械修繕単価契約

上記の修繕責任者を契約書第9条に基づき下記のとおり通知します。

記

修繕責任者 受注 二郎

殿

件名

受注者

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕責任者の上司等)の 氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者 確認者

TEL: TEL:

緊急時の連絡体制

◆緊急時の問い合わせ先◆

	• 147 € 78 •
平日	時間帯 月~金 ~
	担当者
	電話番号
夜間 休日	担当者①
	電話番号
	担当者②
	電話番号

所要時間 時間以内

※連絡を受けてから現地までの所要時間を記入する。

支出負担行為担当官

令和 ○ 年 4月 7日

□□開発建設部長 開発 一郎 殿

受注者 ■■自動車株式会社

代表取締役 受注 一郎 印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕責任者の上司等)の 氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者 〇〇〇〇

確認者 0000 TEL:00-000

TEL: 00-000

緊急時の連絡体制

◆緊急時の問い合わせ先◆

平日	時間帯	月~金	8:30	~	17:00		
	担当者		営業課	受注	二郎		
	電話番号		会社011-E 携帯090-				
夜間 休日	担当者①		営業課	受注	三郎		
į, i	電話番号		携帯090-€ 自宅011-∠				
	担当者②		営業課	受注	四郎		
	電話番号		携帯090-	••-	••••		
		# ± 0	1		:時間を記りする	,	

管内の状況を考慮した目安時間を記入する|

所要時間

2.0 時間以内

※連絡を受けてから現地までの所要時間を記入する。

					発注確認者	-00000	印
様式-4			f	令和	年	月	日
	殿						
件名							
			監督職	員			印
		書当		IΠ			
次の修繕作業に着手し、期間内	に完了する	よう指示				\neg	
整理番号 No. —	1-11		管理番号				
機械名	規格						
履行期間 月	日 ~	月	日				
作	¥	内	容	Į		摘要	

作	業	内	容	摘	要

上記作業について監督職員の指示により施工することを受諾いたします。

令和	年	月	日		
				修繕責任者	Ħ

様式-4(記入例)

令和 ○ 年 7 月 3 日

■■自動車株式会社

代表取締役 受注 一郎 殿

件名 🗸 🗸 道路事務所維持用機械修繕単価契約

監督員又は主任監督員

1台の場合

監督職員

開発 太郎(記名)

軐

発注書 | 当初 (追加)

次の修繕作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

整理番号 No. 1 - ①			管理番号	00-000	0			
機械名 除雪トラック	規格	10 t я́	級 4×4 IG					
履行期間 7 月 3	履行期間 7 月 3 日 ~ 7 月 31 日 合、標覧							
作	 業	内	容	3	満 要			
12か月点検基本作業								
保安確認検査								
エンジン及び車体回りスチー	ムクリーニン	ノ グ						
全車グリスアップ				合、「中止」				
除雪装置点検(路面整正装置付	き) <mark>や取</mark>	り消し線等	の標記をす	76				
Vベルト調整					当初→中止			
ミッションオイル取替					当初→中止			
バッテリー取替					追加 (7/10) →中止			
ウォータポンプAss'y O/H					追加(7/10)			
オルタネータ脱着	履行期間	の変更をす	「る場合、変	更内	追加			
オルタネータO/H	容を標記				追加			
履行期間変更「7/3~7/22」→	Γ7/3 ~ 7/3	ر1			変更			

上記作業について監督職員の指示により施工することを受諾いたします。

複数の追加発注を行った場合、()書きで以前の追加発注日を標記する

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

修繕責任者 受注二郎(記名)

詽

様式-4(記入例)

令和○ 年 9 月 1 日

■■自動車株式会社

代表取締役 受注 一郎 殿

複数台の場合

発注書 当初 追加

次の修繕作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

整理番号	No.	50	_	1					管理	番号		別紙の通り		
機械名		別紙の	D通り		規	格		別:	紙の通	<u>1</u> 9				
履行期	間	9	月	3	日	~	9	月	10	日		当初か 合、標		更が無い場 しない
	11	F		4	ŧ		ı	内		5	容			摘要
タイヤ脱剤		台)												
タイヤ組み	り替え	. (4 †	台)											
バルブスラ	テム取	!替(1台)										追加	

上記作業について監督職員の指示により施工することを受諾いたします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

修繕責任者 ○○ ○○ (記名) 印 修繕責任者 ○○ ○○ (記名) 印 1発注に付き、複数存在する場合は、該当する者すべて記載

様式-4(記入例)

令和 ○ 年 1 月 18 日

■■自動車株式会社

代表取締役 受注 一郎 殿

件名 🔟 🔟 道路事務所維持用機械修繕単価契約

監督員又は主任監督員

監督職員

開発 太郎(記名)

軐

様式-6を利用する場合

発注書 当初 追加

次の修繕作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

整理番号	No.	1	_	1					管理	番号	0	0-000
機械名		散れ	k車		規	格			6300L			
履行期	間	1	月	18	日	~	1	月	29	日		

作	業	内	容	摘要
別紙様式-6のとおり				

上記作業について監督職員の指示により施工することを受諾いたします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

修繕責任者 受注二郎 (記名)

別紙

整理番号

管理番号	機械名	規格	当初・追加の別		備考

様式-4-1(**記入例**)

別紙

整理番号 №. 50-①

管理番号	機械名	規格	当初・追加の別		備考
25-2000	除雪トラック	10 t 級 4 × 4 I G	当初		
25-2001	除雪トラック	10 t級6×6 I G S	当初		
25-2002	除雪トラック	10 t級6×6 I G S	当初		
25-2003	除雪トラック	10 t級6×6 I GM	当初	追加	

殿

受注者名

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者 (修繕責任者の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者

確認者

TEL:

TEL:

保管及び引渡書

下記の物件を修繕が完了し、引渡しを行うまで保管いたします。

なお、保管中の損害に対しまして天災不可抗力による事故以外の場合は、発注者の確定に従い 一切の負担を致します。

件名

整理番号	No.	_												
機械名			規	格						管理	番号			
自動車	検査証	有・∶	無	自	賠責	保険	証		有・無	Ħ	リ	サイク	ル券	有・無
道路維持	用作業用	自動車届	出書		有	- 無			緊急	自動	車指	定書		有・無
機械受取	年月日			令和		年		月		日				
引渡予定	年月日			令和		年		月		日				
受取時走	行距離					km	受取	時フ	アワメ	ータ	_			h
受取時燃	料計読み			/	4									

下記機械について、修繕完了につき引き渡します。

※以下、引渡し時に双方確認し記載する。

機械引渡年月日 令和 年 月 日

 引渡時走行距離
 km
 引渡時アワメーター
 h

 引渡時燃料計読み
 / 4

引渡人 (修繕責任者)

受取人 (監督職員)

※修繕1台毎に提出するものとする。

※受注者は機械受取(発注者→受注者)時に発注者に本書を2部作成の上提出し、機械引渡時(修繕完了 時、受注者→発注者)に双方確認の上、引渡年月日等必要事項を記入、各自1通保管する。

記入例

即

令和 ○ 年 2 月 15 日

支出負担行為担当官

□□開発建設部長 開発 一郎

殿

保管証は自動車等の引渡しを受けた際に提出すること。一括発注の場合も1台毎提出

受注者名 ■■自動車株式会社

代表取締役 受注 一郎

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者 (修繕責任者の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者

確認者

TEL:

TEL:

保管及び引渡書

下記の物件を修繕が完了し、引渡しを行うまで保管いたします。

なお、保管中の損害に対しまして天災不可抗力による事故以外の場合は、発注者の確定に従い 一切の負担を致します。

件名 △△道路事務所維持用機械修繕単価契約

機械名	路面清	青掃車	規格		4輪	ブラシ	式	管理	番号	0	0-0	0000	
自動車	検査証	有 無	ŧ É	語言	長保険	証	有	#	IJ	サイクル	·券	有	無
道路維持	用作業用	自動車届出	書	有)無		緊急	自動	車指	定書		有(無	•
機械受取	年月日		令和	1 0	年	2 月	15	日					
引渡予定	年月日		令和	0	年	3 月	10	日					
受取時走	行距離	•	0,00	•	km	受取時	アワメ	ータ	-		▲, ▲		h
受取時燃	料計読み		3/	4					幸 据/	作成時の言	27.1-	·조금 #	維械引
									時に	に及時の記 記入するこ 式されてし	٤	(本書類)	よ受取
下記機械	について	、修繕完	了につき	引き	渡し	ます。				れこれでし 入となる。		-w. T 1	
※以下、	引渡し時	に双方確認	認し記載	はする) 。								
機械引渡	年月日		令和	1 0	年	3 月	9	日					
引渡時走	行距離				km	引渡時	アワメ	ータ			\Diamond,\Diamond	$\diamond \diamond \diamond$	h
引渡時燃	料計読み		3/	4						_			

受取人(監督職員)

開発 太郎

※修繕1台毎に提出するものとする。

|監督員又は主任監督員

※受注者は機械受取(発注者→受注者)時に発注者に本書を2部作成の上提出し、機械引渡時(修繕完了時、受注者→発注者)に双方確認の上、引渡年月日等必要事項を記入、各自1通保管する。

作業確認調書(プロセス確認用)

令和 年 月 日 下記のとおり、提案・協議いたします。 修繕責任者 即

機材	<u></u> 戒名		規格			管理番号				確	認・t	協議総	 吉果
整理		NO. —	期間	月	日	~	月	日				変	確
										承 日 諾 山	」 : 加	変更数量	確認月日
項目	種別	3 名	称	規格寸	法	単位	単価	数量	金額	+	<u> </u>	- 1	日
												-	<u> </u>
] [<u> </u>
] [l l	<u> </u>
] [I	<u> </u>
] [<u> </u>
												l	
] [I	
												l	
] [l	
												I	
												1	
												l	
] [
												I	
] [
] [
												l	
] [
												.	
											+	-	
	<u> </u>									1 1		1	
<u>打</u>	ち合わ	わせ記録簿											

様式-6 (記載例)

1台の場合

作業確認調書(プロセス確認用)

令和 ○ 年 2 月 10 日 下記の通り、提案・協議いたします。 修繕責任者 受注二郎(記名) 印

本書は、中間確認時に、実施(承諾)と追加提案(中止・追加・変更数量)の項目、確定額又は概算額を記入し、実施内容について確認・協議記録するものである。

原本は監督員、コピーは受注者が保管し、以降の変更を双方確認記録する。

件名 △△道路事務所維持用機械修繕単価契約

「承諾」への記載 ・・・ 発注書のとおり実施の作業について確認 「中止」「追加」「変更数量」への記載 ・・・ 変更提案・協議に関する作業について確認 ※「中止」「追加」「変更数量」の作業内容の確認であり、実施指示は発注書(追加)による

機材	戒名	路面清掃車	規格	4輪ブラシ式	管理番	号	b	0000)		確認	號∙協	議紀	課
整理	番号	NO. 1 - ①	期間	2 月 5 日	~	2	月 19	日		承	毌	追	変更	確認
	•									諾		加	数数	月
項目	種別	名	7	規格寸法	単位		単価	数量	金額				量	日
材料等		グリス		万能	kg		620	5. 0	3, 100	\square				2/10
材料等		ギヤ油		GL-5	L		600	30. 0	18, 000				36	2/10
材料等		不凍液		LLC	L		300	-2.0	600				6	2/10
材料等		計							21, 700					
労務	本体	12か月点検整備			h			13. 5		M				2/10
労務	本体	フロントまたはリヤ	・ブレーキ清掃		h			0. 6		M				
労務	本体	エンジン、下廻	回り洗浄		h			3. 4		M				
労務	本体	フロント及びリア・ハブ (ベアリング・グリス取れ	・グリス取替 替含む)		h			1.4		M				
労務	:	:						:		M				+
労務		計			h		6, 300	42. 0	264, 600					
	本体	エアドライヤO/H(乾	燥剤取替含む	受注者から提案(中間	確認迄の作	業を追	重じて)	1.7				\square		2/10
	作業用	ボトムプレート取り	皆	監督職員から提案(立	会確認時等	を通し	こて)	2.0概				M		2/10
	作業用	○○取替		受注者から追加提案(中間確認後	の分割	解整備	2,0				\mathbf{M}		2/12
追加協	議分記入			等を通じて) 	<u> </u>	<u> </u>								
部品	本体	フロントハブシ		品番の記載不要	個		1, 290	2. 0	2, 580	⊻				2/12
部品	本体	ガスケット		(概算金額と数量の確認が出来れば良い)	個		680	2. 0	1, 360	$oldsymbol{ olimits}$				2/12
部品		:												
部品		計							8, 940					
	本体	エアドライヤイン	ナキット		式			1	12,500			ledown		2/10
	作業用	ボトムプレート取る	告阅係		式			1	200,000概			\mathbf{Y}		2/10
	作業用	○○取替関係						1	12,000概			\mathbf{Y}		2/12
追加協	追加協議分記入													
		合計							295, 240					

4	<u>ب</u>	7-	\sim	1_	11	≠¬	緑籏	
4	- 1	n		X	17	급다	米水油	

2/10	ボトノプレート 取 麸 にっいてけ	加工修理とした場合の全額と比較の上	法目格混之公子
2/10	ホトムノレート級 谷につい しは	ひと 上 11な とま こ し だ とめ ペンシン・ホームリ こ じしょう レノ 上	128 [102 348 2 1]]

- 2/10 監督員 闲癸太郎 工場立会
- 2/12 ○○部の摩耗による○○取替提案について確認
- 2/12 監督員 用癸三郎 工場立会

必ず記載する 立会確認者の記載

施工工場 ○○自動車整備工場(株)など、必要事項を記載

作業確認調書(プロセス確認用)

令和 ○ 年 9 月 4 日 下記の通り、提案・協議いたします。 修繕責任者 受注二郎(記名) 印

複数台の場合

件名 🔟 道路事務所維持用機械修繕単価契約

機材	戒名	下記の通り 規構	ト記の通り	管理番号	号	下記	この通り			確認	小協	議結	果
整理	番号	NO. 50 — ① 期間	9月3日	~	9)	月 10	日		-₩	中	追	変更	確認
									承諾	止	加加	数数	祕 月
項目	種別		規格寸法	単位	単	価	数量	金額				量	日
25-200	00	除雪トラック	10 t 級 4 × 4 I G										
労務	本体	タイヤ脱着	6本	h		6, 300	4. 0	25, 200	~				9/4
労務	本体	タイヤ組み替え	6本	h		6, 300	6. 0	37, 800	~				9/4
		計						63, 000					
25 — 200)1	除雪トラック	10t級6×6IGS										
 労務	本体	タイヤ脱着	10本	h		6, 300	4. 0	25, 200	~		\neg		9/4
労務	本体	タイヤ組み替え	10本	h		6, 300	10.0	63, 000	~				9/4
		計						88, 200					
25-200)2	除雪トラック	10 t 級 6 × 6 I GM										
	本体	タイヤ脱着	1 0本	h		6, 300	4. 0	25, 200	~				9/4
労務	本体	タイヤ組み替え	10本	h		6, 300	10. 0	63, 000	~				9/4
		計						88, 200					
25-200)3	除雪トラック	10t級6×6IGM										
 労務	本体	タイヤ脱着	10本	h		6, 300	4. 0	25, 200	~		\neg		9/4
労務	本体	タイヤ組み替え	10本	h		6, 300	10.0	63, 000	~				9/4
		計						126, 000					
	本体	バルブステム取替	3個	h		6,300	1.5	9,450			>		9/4
	本体	バルブステム	 品番の記載不要 (概算金額と数量の確	個		1,000	3	3,000			>		9/4
		計	認が出来れば良い)					12,450					
追加協	協議分記り												
												igwdap	

4-	トユ	Λ	1	1.=	-1 V=	1 555
+	しん	台	۲O۲	けき	比坜	強

9/4 ○○部の破損による○○取結掲室について確言

9/4 監督員 闲癸太郎 工場互会 ←

必ず記載する 立会確認者の記載

施工工場 ○○自動車整備工場(株)など、必要事項を記載

令和	午	B	
TI ΛΠ	4	Н	

殿

受注者名

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕 責任者の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者

確認者

TEL:

TEL:

自動車修繕等完了届

件名

機械名		規格			管理	性番号		
整理番号	NO. —	修繕実施期間	月	B	~	月	日	

名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要

令和 年 月 日 上記修繕等の給付の完了を確認したことを認める

検査職員

軐

1台の場合

令和 ○ 年 2 月 12 日

支出負担行為担当官 □□開発建設部長 開発 一郎 殿

完了した月日

受注者名 ■■自動車株式会社

代表取締役 受注 一郎 印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕 責任者の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者 〇〇〇〇

確認者 〇〇〇〇 TEL: 00-000

TEL: 00-000

自動車修繕等完了届

件名 △△道路事務所維持用機械修繕単価契約

機械名	路面清掃車	規格	4輪ブラシ式		管理番号	00-0000
整理番号	No. $1 - ①$	修繕実施期間	2 月	5 日	~ 2 月	12 日

名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要
材料費						
グリス	万能	kg	620	5. 0	3, 100	
ギヤ油	GL-5	L	600	30.0		契約単価等(材料等単
不凍液	LLC	L	300	2. 0		価・労務単価)を記載
バッテリー	155G51	個	25, 000	1.0	25, 000	
					L	
材料費計					46, 700	
労務費		Н	6, 300	42. 0	264, 600	
+h						
部品費		式		1.0	4, 515	
值引						部品費の7%
部品費(値引後)					4, 198. 95	
消費税額					419. 8950	部品費(値引後)の10%
部品費計					4, 618. 8450	
トレーラ輸送費		回	30, 000	2. 0	60, 000	
					075 040 0450	
小計					375, 918. 8450	
カシナチョン	特殊用途・自家用・	111		4.0	01 000	
自動車重量税	1年・13t以下	件		1.0	81, 900	
♦ =1					4E7 010 04E0	▼-
合計					457, 818. 8450	
					, mm _L A45 8 m	
					1円未満も言	†算し、切り捨て(切
					り上げ)しな	
	<u> </u>					

令和 ○ 年 2月 12日

上記修繕等の給付の完了を確認したことを認める

検査職員

開発 検査(記名)

軐

複数台の場合

支出負担行為担当官 □□開発建設部長 開発 一郎 殿 令和 ○ 年 9 月 10 日 完了した月日

受注者名 ■■自動車株式会社

代表取締役 受注 一郎 印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕 責任者の上司等)の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者 〇〇〇〇 TEL: 00-000

確認者 〇〇〇〇 TEL: 00-000

自動車修繕等完了届

件名 △△道路事務所維持用機械修繕単価契約

1記入例である 機械名 下記の通り 規格 下記の通り 管理番号 下記の 整理番号 NO. 50 - ① 修繕実施期間 9 月 3 日 月 10 日

タチャ	+日+々 -+ :+	334 /T	出压	* ⊦ =	▲☆	
<u></u> 名称	規格寸法		単価	数量	金額	摘要
労務費		Н	6, 300	10.0		除雪トラック25-2100
小計					63, 000	
労務費		Н	6, 300	14.0	88, 200	除雪トラック25-2101
小計			,		88, 200	
3 H1					00, 200	
		Н	6, 300	1/ 0	88, 200	除雪トラック25-2102
小計		- ''	0, 000	14.0	88, 200	
<u> </u>					00, 200	
W 75 ±		l	0.000	45.5	07.050	PA = 1 = 100 0100
労務費		Н	6, 300			除雪トラック25-2103
部品費		式		1.0		除雪トラック25-2103
值引						部品費の7%
部品費(値引後)					2, 790. 00	
消費税額					279. 0000	部品費(値引後)の10%
部品費計					3, 069. 00	
小計					100, 719	
合計					340, 119, 000	

9月 10日 令和 ○ 年

上記修繕等の給付の完了を確認したことを認める

検査職員

開発 検査(記名)

軐

令和 年 月 日

監督職員	殿
血目视员	<i>师</i> 义

修繕責任者	印
-------	---

自動車修繕等完了届内訳書

件名

機械名		規格			管理番号			
整理番号	NO.	修繕実施期間	月	日	~	月	日	

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要

監督職員 開発 太郎 ▼ 殿

監督員又は主任監督員

修繕責任者 受注二郎(記名) 印

1台の場合

自動車修繕等完了届内訳書

件名 △△道路事務所維持用機械修繕単価契約

機械名	路面清掃車		規格	4輪ブラシ式			管理番号		00-	-0000		
整理番号	NO.	1	- ①	修繕実施期間	2	月	5	日	~	2	月 12	日

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要
材料等		グリス	万能	kg	620	5. 0	3, 100	
材料等		ギヤ油	GL-5	L	600	30. 0	18, 000	
材料等		不凍液	LLC	L	300	2. 0	600	
材料等		バッテリー	155G51 (交換物品の処分費含)	個	25, 000	1. 0	25, 000	
材料等		計					46, 700	
								工数の根拠を記入
労務	定期点検整備	12か月点検整備		h		20. 4		H12貨 点数表P332
労務	点検附加作業	ヘッドライト調整		h		0. 4		H12貨 点数表P332
労務		:		h		2. 0		協議
労務		:				:		
労務		計		h	6, 300	42. 0	264, 600	
部品	エンジン	ガスケット		個	1, 000	4. 0	4, 000	
部品	作業装置	Oリング		個	515	1. 0	515	
部品		: /	【種別】 エンジン 冷却装置					
部品		計	□				4, 515	

令和 ○ 年 9 月 10 日

複数台の場合

監督職員 開発 太郎 ₹ 殿

監督員又は主任監督員

修繕責任者 受注二郎(記名) 印

自動車修繕等完了届内訳書

件名 △△道路事務所維持用機械修繕単価契約

1記入例である

機械名	下記の通り	規格	下記の通り	管理番号	下記の通り
整理番号	N0. $50 - ①$	修繕実施期間	9 月 3 日	~ 9	月 10 日

項目	種別	名称	規格寸法	単位	単価	数量	金額	摘要
労務	本体	タイヤ脱着	6本	h		4. 0		除雪トラック25-2100 協議
労務	本体	タイヤ組み替え	6本	h		6. 0		除雪トラック25-2100 協議
労務		小計		h	6, 300	10. 0	63, 000	
労務	本体	タイヤ脱着	10本	h		6. 0		除雪トラック25-2101 協議
労務	本体	タイヤ組み替え	10本	h		8. 0		除雪トラック25-2101 協議
労務		小計		h	6, 300	14. 0	88, 200	
労務	本体	タイヤ脱着	10本	h		6. 0		除雪トラック25-2102 協議
労務	本体	タイヤ組み替え	10本	h		8. 0		除雪トラック25-2102 協議
労務		小計		h	6, 300	14. 0	88, 200	
労務	本体	タイヤ脱着	10本	h		6. 0		除雪トラック25-2103 協議
労務	本体	タイヤ組み替え	10本	h		8. 0		除雪トラック25-2103 協議
労務	本体	バルブステム取替	3個	h		1. 5		除雪トラック25-2103 協議
労務		小計		h	6, 300	15. 5	97, 650	
		計					337, 050	
品略	本体	バルブステム	1234-5678	個	1, 000	3	3, 000	除雪トラック25-2103
		計					3, 000	

協議書

令和 年 月 日付け契約締結した修繕単価契約について、下記のとおり協議する。

1. 協議事項			
上記事項につい	いて、協議成立したことを確認する。		
	監督職員	印	
	修繕責任者	fi	
	沙帽具 上省	1-1-2	

令和 ○ 年 6 月 10 日

協議書

必要時に監督職員と協議のうえ 提出すること

令和○年4月1日付け契約締結した△△道路事務所維持用機械修繕単価契約について、下記のとおり協議する。

機械名は必ず記載する 管理番号や規格などは適宜記載する

1. 協議事項							
	25-2110	除雪トラック	ク 10t	級 6	×6 IGS		<i>-</i>
	初回協議	(円滑化会議)					
	・提出書類	の確認					
	⇒定期整備	工程表、修繕	責任者通	知書、	緊急時の連絡	各体制	
	・実施方法	全般について	ての確認	忍			
	⇒修繕発注	指示方法、機	戒の引き	渡し、	鍵の受け渡り	し、各書類提出	方法等
	• 中間確認	及び完了確認	忍実施ス	ち法に	ついて		
	⇒整備状況	確認業務、遠降	鬲臨場の	実施有	無		
	・写真撮影	の範囲、頻原	度、方法	まにつ	いて		
	⇒撮影年度	の確認方法含む	ני				
	・輸送に伴	う特殊車両	通行申請	青につ	ルンで		
	· 輸送時σ	交通安全法*	令等の過	遵守に	ついて		
	・夜間休日	等、緊急時(の指示プ	5法等	について		
	・共通仕様	書等の改正	箇所等 ℓ	り説明			
上記事項につい	て、協議成	立したことを	を確認す	-る。			
		監督員又は主	任監督	員			
	監督職員		開発	太郎	(記名)		印
			· ·				
	修繕責任者	†	受注	二郎	(記名)		印

件名: 整理No 内容 内容 内容

件名: 〇〇道路事務所 維持除雪機械修繕

整理№. 1-① 除雪トラック〇〇一〇〇〇

詳細は、北海道開発 局HP掲載の写真撮

撮影例-①



内容

下廻り塗装

全景

作業前



内容

下廻り塗装

全景

作業後

内容

【注意事項】

- ・撮影年度の記録方法・記載事項は、あらかじめ受発注者で協議して決定する。 ※記録方法の例:撮影年度を記載したプレートを用いる、カメラ記入機能を利用する
- ・撮影箇所は発錆が顕著な箇所などを選定する。作業前後は、同じ箇所・同じアングルから撮影のこと。

件名: 〇〇道路事務所 維持除雪機械修繕

<u>整理No. 1-① 除雪トラック〇〇一〇〇〇〇</u>

詳細は、北海道開発 局HP掲載の写真撮

撮影例-2



内容

ホッパーカバー修理

作業前



内容

ホッパーカバー修理

作業後

内容

【注意事項】

・撮影年度の記録方法・記載事項は、あらかじめ受発注者で協議して決定する。 《記録方法の例》撮影年度を記載したプレートを用いる、カメラ日付記入機能を利用する

件名: 〇〇道路事務所 維持除雪機械修繕

整理No. 1-① 除雪トラック〇〇-〇〇〇

詳細は、北海道開発 局HP掲載の写真撮

撮影例-3



オイルパン取替(労務-〇)

作業中

部品の交換時の『作業 中』写真は不要



内容

オイルパン取替(労務-〇)

新旧部品

新旧部品を労務名称ご とに並べて撮影するも のとする。

写真は極力集約して撮 影すること。

(数量や状況の確認可 否は問わない。使用し た材料全てが網羅され た写真を撮影されてい れば良い)



内容

オイルパン取替(労務-〇)

新旧部品

・内容欄を利用して様 式-8完了届と対応した 労務名称と項目番号を 記載する

・写真内に部品を判別 するための部品名・部 品番号記載は不要であ

件名: 〇〇道路事務所 維持除雪機械修繕

詳細は、北海道開発 局HP掲載の写真撮

撮影例-4

整理No. 1-① 除雪トラック〇〇-〇〇〇



内容

クラッチディスク取替(労務-○)

作業中

内

部品の交換時の『作業 中』写真は不要

新旧部品を労務名称ご とに並べて撮影するも のとする。

写真は極力集約して撮 影すること。

(数量や状況の確認可 否は問わない。使用し た材料全てが網羅され た写真を撮影されてい れば良い)

・内容欄を利用して様式-8完了届と対応した 労務名称と項目番号を 記載する

・写真内に部品を判別 するための部品名・部 品番号記載は不要であ る。

内容		

70

件名: 〇〇道路事務所 維持除雪機械修繕

整理No. 1-① 除雪トラック〇〇-〇〇〇

詳細は、北海道開発 局HP掲載の写真撮

撮影例-4



内容

エンシン及び下廻り洗浄(労務-○)

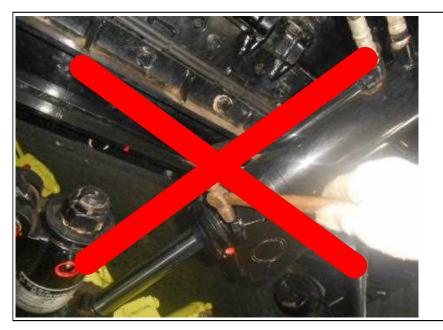
作業中

		Sign.	
		1	A
		1	
A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	ext		1.
	EOS IN		
	** R04	撮影年度等が	

内容

デファレンシャルギヤオイル取替(労務-○)

作業中



内容

除雪装置点検(労務-〇)

点検中

法定の点検表又は発注 者が発注時に指定した 点検表で点検記録を作 成した場合は、写真に よる点検作業状況の記 録は不要

わかる様に撮影

件名: 〇〇道路事務所 維持除雪機械修繕

詳細は、北海道開発 局HP掲載の写真撮

撮影例-5



内容

取替材料 一式

写真は極力集約して撮影すること。(数量や内容物の確認可否は問わない。使用した材料全てが網羅された写真を撮影すること)

内容 ————————————————————————————————————
内容

参考様式

令和 年 月 日

主任監督員

殿

住所

氏名

印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕責任者の上司等) の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者 TEL: TEL:

自動車修繕等単価契約に伴う発注書の交付請求について

件名

令和 年 月 日付けで口頭指示により修繕の依頼がありました下記の内容について、自動車 修繕等単価契約書第2条第2項に定める期間内に発注書の交付を受けていませんので、請求します。

口頭指示者 監督員

口頭指示内容

参考様式

【記入例】

令和 年 月 日

主任監督員

殿

○○市○○町○○一○○ (株)○○自動車修理工場

代表取締役 〇〇 〇〇 印

※代表者印を省略する場合は、修繕責任者・確認者(修繕責任者の上司等)

の氏名・連絡先を記載する。

修繕責任者 ○○○○ 確認者 ○○○○ TEL:○○-○○○○

自動車修繕等単価契約に伴う発注書の交付請求について

件名 〇〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日付けで口頭指示により修繕の依頼がありました下記の内容について、自動車 修繕等単価契約書第2条第2項に定める期間内に発注書の交付を受けていませんので、請求します。

口頭指示者 監督員 〇〇 〇〇

口頭指示内容 ・○○○○○○○

.00000000

.0000000